



# 埼玉県報

第 2 2 3 1 号  
平成22年10月29日  
金 曜 日

## 目次

### 規則

- [平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則\(総務給与課\)](#)
- [職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)
- [特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則\(総務給与課\)](#)

### 管理規程

- [埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程\(公営企業・総務課\)](#)
- [埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程\(経営管理課\)](#)
- [埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程\(下水道管理課\)](#)

### 告示

- [職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借契約に係る落札者の公示\(システム管理課\)](#)
- [埼玉県人事行政の運営等の状況の公表\(人事課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による介護機関の指定\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術者の廃止の届出\(社会福祉課\)](#)
- [生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術者の指定\(社会福祉課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗の新設に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示\(商業支援課\)](#)
- [県営土地改良事業の異種目換地の指定\(本庄農林振興センター\)](#)
- [肥料の登録の有効期間の更新に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [肥料登録の失効に関する告示\(病害虫防除所\)](#)
- [交通管制システム上位装置設備賃貸借に係る落札者の公示\(施設課\)](#)
- [埼玉県立がんセンター新病院建設工事に関する落札者等の公示\(入札執行課\)](#)
- [県道矢納浄法寺線の区域変更\(本庄県土整備事務所\)](#)
- [県道飯積向古河線の区域変更\(行田県土整備事務所\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [不在者投票を行うことができる施設の指定\(選挙管理委員会\)](#)

## 規則

平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金野俊男

埼玉県人事委員会規則七 九一八

平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関する規則

(趣旨)

第一条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十二号。以下「改正条例」という。)に基づき、平成二十二年十二月に支給する期末手当の特例措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(調整対象職員となった者の改正条例附則第四項第一号の給料等の月額算定の基準となる日の特例)

第二条 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定めるものは、平成二十二年四月一日から同年十二月一日(同月に支給する期末手当について改正条例第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例(昭和二十七年埼玉県条例第十九号。以下「条例」という。))第十九条第一項後段又は第二十一条第六項の規定の適用を受ける職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下「基準日」という。(までの期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により次に掲げる者として勤務した期間である者とする。

一 条例の適用を受けない県費支弁の常勤の職員又は地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」という。))第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める職員

二 公庫等の役員(職員の退職手当に関する条例(昭和三十八年埼玉県条例第十八号))第八条第五項第四号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員又は同条例第十一条の二第一項に規定する特定一般地方独立行政法人役員をいう。)

三 国、特定独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号))第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。)又は他の地方公共団体の職員

四 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成十三年埼玉県条例第七十

二号。第三条第一項二号において「公益的法人等派遣条例」という。）第十  
三条第一号に規定する退職派遣者

2 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定める日は、平成二十二年四月二日  
（同日から基準日までの期間において新たに職員となった日（当該期間におい  
て、職員が人事交流等により引き続いて前項各号に掲げる者となり、引き続き当  
該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となった場合における当該  
日を除く。）がある場合は当該日（当該日が二以上あるときは、当該日のうち最  
も遅い日））から基準日までの期間における調整対象職員（改正条例附則第四項  
第一号に規定する調整対象職員をいう。以下同じ。）となった日のうち最も早  
日とする。

（在職しなかった期間等がある職員の改正条例附則第四項第一号の月数の算定）

第三条 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定める期間は、次に掲げる期間  
とする。

一 職員として在職しなかった期間（基準日まで引き続いて在職した期間以外の  
在職した期間であつて、平成二十二年四月一日から基準日までの間において、  
職員が人事交流等により引き続いて前条第一項各号に掲げる者となり、引き続  
き当該各号に掲げる者として勤務した後、引き続き職員となり、基準日まで  
引き続き在職した場合における当該各号に掲げる者となる前の職員として引  
き続き在職した期間以外のものを含み、同月からこの規則の施行の日（以下こ  
の条において「施行日」という。）の属する月の前月までの間の月の中途にお  
いて、同項第一号に掲げる者（以下この号及び第五条において「条例の適用を  
受けない県費支弁の職員等」という。）であつた者から人事交流等により引き  
続き新たに職員となった場合における新たに職員となった月の初日から新た  
に職員となった日の前日までの期間のうち条例の適用を受けない県費支弁の  
職員等として勤務した期間（以下この条において「職員等期間」という。）を  
除く。）

二 休職期間（法第二十八条第二項の規定により休職にされていた期間（給料の  
全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、「専従休職期間（法第五十五  
条の二第一項ただし書に規定する許可を受けていた期間をいう。）、「非常勤職  
員期間（条例第二十条の規定の適用を受ける職員として在職した期間をい  
う。）、「育児休業期間（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律  
第一百十号。以下この号において「育児休業法」という。）第二条の規定により  
育児休業をしていた期間をいう。）、「育児短時間勤務等期間（育児休業法第十  
条第一項に規定する育児短時間勤務及び育児休業法第十七条の規定による短

時間勤務をしていた期間をいう。）、派遣期間（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和六十三年埼玉県条例第一号）第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、公益的法人等派遣期間（公益的法人等派遣条例第二条第一項の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、若しくは自治法派遣期間（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の規定により派遣されていた期間（給料の全額を支給されていた期間を除く。）をいう。）、又は職員等期間におけるこれらに相当する期間

三 停職期間（法第二十九条の規定により停職にされていた期間をいう。）又は職員等期間におけるこれに相当する期間

四 職員の育児休業等に関する条例（平成四年埼玉県条例第六号）第三十二条、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二号）第十条第二項若しくは学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年埼玉県条例第二十八号）第十二条第二項の規定により給与を減額された期間又は職員等期間におけるこれらに相当する期間

五 条例第十三条第一項の規定により給与を減額された期間又は職員等期間におけるこれに相当する期間

六 調整対象職員以外の職員であった期間又は職員等期間におけるこれに相当する期間

2 改正条例附則第四項第一号の委員会規則で定める月数は、平成二十二年四月から施行日の属する月の前月までの各月のうち次のいずれかに該当する月の数とする。

一 前項第一号、第二号、第四号又は第六号に掲げる期間のある月

二 前項第三号又は第五号に掲げる期間のある月（前号に該当する月を除く。）であつて、その月について支給された給料の額（職員等期間のある月にあつては、給料及びこれに相当する給与の額の合計額）が改正条例附則第四項第一号に規定する合計額に百分の・一六を乗じて得た額（第六条において「附則第四項第一号基礎額」という。）に満たないもの

（改正条例附則第四項第二号に掲げる額を調整額に含めない職員）

第四条 改正条例附則第四項第二号の委員会規則で定める者は、平成二十二年六月一日において調整対象職員であつた者のうち、同日から基準日までの期間引き続き在職した者（当該期間の全期間が職員として在職した期間又は人事交流等により第二条第一項各号に掲げる者として勤務した期間である者を含む。）以外の者

とする。

(条例の適用を受けない県費支弁の職員等であつた者から引き続き新たに職員となつた者についての特例)

第五条 改正条例附則第五項の委員会規則で定める者は、条例の適用を受けない県費支弁の職員等とする。

2 改正条例附則第五項の委員会規則で定めるものは、人事交流等により新たに職員となつた者とする。

3 改正条例附則第五項の委員会規則で定める額は、特別職の職員の給与及び旅費に関する条例(昭和二十四年埼玉県条例第二十八号)、学校職員の給与に関する条例(昭和三十一年埼玉県条例第三十三号)、埼玉県企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年埼玉県条例第六十四号)、埼玉県病院事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成十三年埼玉県条例第八十八号)及び埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成二十一年埼玉県条例第七十一号)(以下この項において「学校職員条例等」という。)の改正条例附則第四項の規定に相当する規定の例による同項に規定する調整額に相当する額とする。この場合においては、学校職員条例等の適用を受けていた者が人事交流等により引き続き新たに職員となつた日の前日を当該相当する規定の例における基準日に相当する日とみなす。

(端数計算)

第六条 附則第四項第一号基礎額又は改正条例附則第四項第二号に掲げる額に一円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(雑則)

第七条 この規則に定めるもののほか、平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置の実施に関し必要な事項は、埼玉県人事委員会が定める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

## 規 則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九一九

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第八項から第十項までの規定による給料に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 八五四）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一号を加える。

七 切替日以降に改正条例附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員でなくなつた職員

第四条第一項中「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十一年埼玉県条例第五十四号）の施行の日（以下「施行日」という。）において減額改定対象外職員（改正条例附則第八項に規定する減額改定対象外職員をいう。以下同じ。）以外の職員（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める者を含む。）である者」を「医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十三年埼玉県条例第五号。以下「任期付研究員条例」という。）第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員以外の職員」に、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改め、「なるもの」の下に「（前条第七号に掲げる職員（第一号に掲げる場合に該当することとなつた職員を除く。）及び第一号に掲げる場合に該当することとなつた職員であつて切替日の前日に給料表の適用を異にする異動又は初任給基準異動があつたものとした場合（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合。同号において同じ。）に同条第七号に掲げる職員に該当することとなるものを除く。）」を加え、同項第一号中「（切替日以降にこれらの異動が二回以上あつた場合にあっては、切替日の前日にそれらの異動が順次あつたものとした場合）」を削り、同条第二項中「施行日において減額改定対象外職員以外の職員（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める者を含む。）である者」を「医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第五条第二項に規

定する給料表の適用を受ける職員以外の職員」に、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改める。

第五条第一項中「施行日において減額改定対象外職員以外の職員（任用の事情等を考慮して人事委員会が定める者を含む。）である者」を「医療職給料表（一）の適用を受ける職員及び任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表の適用を受ける職員以外の職員」に、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改め、「なるもの」の下に「（第三条第七号に掲げる職員及び切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同号に該当することとなる職員を除く。）」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

## 規 則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二〇

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二二一）の一部を次のように改正する。

別表第三の大学卒の欄第六号中(2)を削り、(3)を(2)とし、(4)を(3)とし、(5)を(4)とする。

別表第六への表の備考三中「第二十一条第三号」を「第二十一条第四号」に改める。

別表第七への表中

74
75
76
77
77
78
78
79
79
80
を
73
74

74
75
75
76
76
77
78
79
に、
82
82
82
83
83
83
84
84
84

85
85
85
85
86
86
86
87
87
87
87
87
88
を
81
82
82
82

82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87

改める。

### 附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第七への表の改正は平成二十二年十一月一日から施行する。

2 平成二十二年十一月一日から平成二十三年三月三十一日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に埼玉県人事委員会の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）の当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。



## 規 則

給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二一

給料の調整額に関する規則

給料の調整額に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 三九七）の一部を次のように改正する。

別表第二イの表中「8,500円」を「8,400円」に、「11,200円」を「11,100円」に改め、別表第二ロの表中「11,600円」を「11,500円」に改め、別表第二ニの表中「9,700円」を「9,600円」に、「11,300円」を「11,200円」に改め、別表第二ホの表中「10,400円」を「10,300円」に改める。

附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

## 規 則

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県人事委員会委員長 金 野 俊 男

埼玉県人事委員会規則七 九二二

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（埼玉県人事委員会規則七 二一九）の一部を次のように改正する。

第三条第三項に次の一号を加える。

五 前項各号に定める日が平成二十二年四月一日から同年十月三十一日までの間にある職員（その日に調整対象職員（職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第四十二号）（附則第四項第一号に規定する調整対象職員をいう。第五条第三項第三号において同じ。）であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。）の施行日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定並びに平成二十二年改正条例第七条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条例第二号）（附則第八項、第九項及び第十項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに当該定める日に受けていた」とする。

第三条第四項各号中「、前項第四号」の次に「及び第五号」を加える。

第五条第三項に次の一号を加える。

三 条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日が平成二十二年四月一日から同年十月三十一日までの間にある職員（その日に調整対象職員であつた者に限る。） 前項中「受けていた給料及び」とあるのは、「係る給料について職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成二十二年埼玉県条例第四十二号。以下この項において「平成二十二年改正条例」という。）の施行日における平成二十二年改正条例第一条の規定による改正後の条例の規定並びに平成二十二年改正条例第七条の規定による改正後の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成十八年埼玉県条例第二号）（附則第八

項、第九項及び第十項の規定によるものとした場合の給料の月額並びに条例第十二条の三第一項に規定する異動又は公署の移転の日を受けていた」とする。

第五条第四項各号中「、前項第二号」の次に「及び第三号」を加える。

#### 附 則

この規則は、平成二十二年十一月一日から施行する。

# 管 理 規 程

埼玉県公営企業管理規程第十九号

埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県公営企業管理者 後 閑 博

埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程

(埼玉県企業職員給与規程の一部改正)

第一条 埼玉県企業職員給与規程(昭和四十一年埼玉県公営企業管理規程第五号)の一部を次のように改正する。

第二条の三の表を次のように改める。

号給	給料月額
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

別表第一及び別表第二を次のように改める。

	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100	
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900	
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700	
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500	
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200		
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000		
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800		
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400		
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200		
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000		
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800		
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400		
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200		
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000		
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800		
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400		
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200		
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000		
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800		
再任用	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400		
職員以	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000			
外の職	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700			
員	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400			
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900			
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500			
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200			
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900			
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400			
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100			
	71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800			

別表第1 (第2条関係)  
企業職給料表 (一)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	

	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200	355,100							
	111		304,600	355,500							
	112		305,000	355,900							
	113		305,200	356,400							
	114		305,600								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,200								
	123		308,500								
	124		308,800								
	125		309,200								
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

備考 この表は、企業職給料表（二）の給料表の適用を受けないすべての職員に適用する。ただし、第2条の3及び第13条に規定する職員を除く。

	72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500				
	73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000				
	74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700				
	75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400				
	76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100				
	77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600				
	78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000					
	79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700					
	80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400					
	81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900					
	82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600					
	83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300					
	84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000					
	85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500					
	86	239,700	295,700	344,500	385,700						
	87	240,400	296,100	345,000	386,300						
	88	241,100	296,500	345,500	386,900						
	89	241,900	296,800	345,900	387,600						
	90	242,400	297,200	346,400	388,200						
	91	242,900	297,600	346,900	388,800						
	92	243,400	298,000	347,400	389,400						
	93	243,700	298,200	347,700	390,100						
	94		298,600	348,200							
	95		299,000	348,700							
	96		299,400	349,200							
	97		299,600	349,500							
	98		300,000	350,000							
	99		300,400	350,500							
	100		300,800	351,000							
	101		301,000	351,300							
	102		301,400	351,700							
	103		301,800	352,100							
	104		302,200	352,500							
	105		302,400	353,000							
	106		302,800	353,400							
	107		303,200	353,800							

	42	173,900	201,600	264,000	299,100	346,300
	43	175,300	203,100	265,900	300,800	348,200
	44	176,700	204,600	267,900	302,500	350,100
	45	178,500	206,100	269,800	304,200	352,000
	46	180,000	207,700	271,700	305,900	353,600
	47	181,500	209,300	273,500	307,600	355,200
	48	183,000	210,900	275,300	309,300	356,800
	49	184,500	212,300	277,100	310,600	358,500
	50	185,700	214,000	278,900	312,200	359,700
	51	187,000	215,700	280,700	313,800	360,900
	52	188,300	217,400	282,500	315,400	362,000
再任用	53	189,700	218,900	284,200	317,100	363,000
職員以	54	190,800	220,100	285,900	318,700	364,100
外の職	55	192,000	221,300	287,600	320,300	365,100
員	56	193,200	222,500	289,200	321,900	366,200
	57	194,400	223,800	290,800	323,400	367,100
	58	195,600	225,400	292,400	324,600	367,800
	59	196,700	227,000	294,000	325,800	368,500
	60	197,800	228,600	295,500	327,000	369,200
	61	198,800	230,300	297,000	328,100	369,800
	62	200,000	231,800	298,300	329,100	370,500
	63	201,200	233,300	299,700	330,000	371,200
	64	202,400	234,800	301,100	331,000	371,900
	65	203,600	236,200	302,500	331,900	372,400
	66	204,900	237,600	303,900	332,700	373,100
	67	206,200	239,000	305,300	333,500	373,800
	68	207,500	240,400	306,700	334,300	374,500
	69	208,800	241,700	308,000	335,200	375,000
	70	210,100	243,100	309,300	335,900	375,700
	71	211,400	244,500	310,400	336,600	376,400
	72	212,700	245,900	311,500	337,300	377,100
	73	213,600	247,300	312,600	337,800	377,600
	74	215,000	248,700	313,600	338,400	378,300
	75	216,300	250,100	314,700	339,000	379,000
	76	217,700	251,500	315,800	339,600	379,700
	77	218,800	252,700	316,900	340,000	380,200
	78		254,000	318,000	340,500	380,800
	79		255,300	318,800	341,000	381,400
	80		256,600	319,600	341,500	382,000
	81		258,300	320,400	342,000	382,700
	82		260,000	321,100	342,500	383,300
	83		261,700	321,700	343,000	383,900
	84		263,400	322,300	343,500	384,500

別表第2(第2条関係)  
企業職給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	121,600	141,900	195,600	222,900	261,900
	2	122,500	143,100	196,500	224,800	264,000
	3	123,500	144,300	197,300	226,700	266,000
	4	124,400	145,500	198,700	228,500	268,100
	5	125,400	146,700	200,100	230,200	270,200
	6	126,400	148,200	201,600	232,100	272,300
	7	127,400	149,700	203,100	234,000	274,400
	8	128,400	151,200	204,600	235,800	276,500
	9	129,200	152,600	206,100	237,500	278,600
	10	130,200	154,100	207,700	239,400	280,700
	11	131,200	155,600	209,300	241,200	282,800
	12	132,300	157,100	210,900	243,100	284,900
	13	133,100	158,600	212,300	244,900	287,000
	14	134,100	160,400	214,000	246,800	289,100
	15	135,100	162,200	215,700	248,600	291,200
	16	136,100	164,000	217,800	250,400	293,300
	17	137,200	165,800	219,800	252,200	295,400
	18	138,400	167,500	222,000	254,200	297,500
	19	139,600	169,200	223,900	256,200	299,600
	20	140,800	170,900	225,800	258,200	301,700
	21	141,900	172,500	227,700	260,100	303,800
	22	143,100	173,900	229,300	262,000	305,900
	23	144,300	175,300	231,100	263,900	308,000
	24	145,500	176,700	232,800	265,700	310,100
	25	146,700	178,500	234,600	267,700	312,100
	26	148,200	180,000	236,100	269,600	314,200
	27	149,700	181,500	237,600	271,500	316,300
	28	151,200	183,000	239,100	273,400	318,400
	29	152,600	184,500	240,600	275,300	320,400
	30	154,100	185,700	242,100	277,200	322,500
	31	155,600	187,000	243,600	279,100	324,600
	32	157,100	188,300	245,100	281,000	326,700
	33	158,600	190,200	246,700	282,700	328,400
	34	160,400	191,700	248,000	284,600	330,400
	35	162,200	193,200	250,000	286,500	332,500
	36	164,000	194,400	252,000	288,400	334,600
	37	165,800	195,600	254,000	290,100	336,500
	38	167,500	196,500	255,900	291,900	338,500
	39	169,200	197,300	258,000	293,700	340,500
	40	170,900	198,700	260,000	295,500	342,500
	41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,400

85	265,000	322,800	344,000	385,100		
86	266,700	323,300	344,500	385,700		
87	268,400	323,800	345,000	386,300		
88	270,200	324,300	345,500	386,900		
89	272,000	324,800	345,900	387,600		
90	273,800	325,300	346,400	388,200		
91	275,600	325,600	346,900	388,800		
92	277,400	325,900	347,400	389,400		
93	279,200	326,200	347,700	390,100		
94	281,100	326,500	348,200			
95	283,000	326,800	348,700			
96	284,900	327,100	349,200			
97	286,200	327,400	349,500			
98	287,800	327,700	350,000			
99	289,300		350,500			
100	290,800		351,000			
101	292,300		351,300			
102	293,600		351,700			
103	294,900		352,100			
104	296,200		352,500			
105	297,500		353,000			
106	298,500		353,400			
107	299,400		353,800			
108	300,300		354,200			
109	301,200		354,700			
110	301,900		355,100			
111	302,600		355,500			
112	303,300		355,900			
113	303,800		356,400			
114	304,400					
115	305,000					
116	305,700					
117	306,400					
再任用 職員		192,200	203,500	214,000	258,400	278,700

(埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県公営企業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「平成二十一年十一月一日」を「平成二十二年十一月一日」に改め、「(減額改定対象外職員(附則別表第四の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給であるものをいう。))を除く。)」を削り、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改める。

附則別表第四を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。  
(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡



上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第一条の規定による改正前の埼玉県企業職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 埼玉県企業職員給与規程第十四条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十二号)附則第四項の規定の適用については、同項第一号中「。」若しくは「とあるのは」。(、埼玉県企業職員給与規程別表第一若しくは別表第二の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ埼玉県企業職員給与規程等の一部を改正する規程(平成二十二年埼玉県公営企業管理規程第十九号)附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(埼玉県企業職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県公営企業管理規程第四号)附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員を除く。)若しくは「とす。

5 前三項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表

給料表	職務の級	号給
企業職給料表(一)	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
企業職給料表(二)	1級	1号給から77号給まで
	2級	1号給から112号給まで
	3級	1号給から61号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで

# 管理規程

埼玉県病院事業管理規程第十一号

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程

（埼玉県病院局職員給与規程の一部改正）

第一条 埼玉県病院局職員給与規程（平成十四年埼玉県病院事業管理規程第六号）

の一部を次のように改正する。

第二条の二の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

病院企業職給料表

イ 病院企業職給料表（一）		職員の区分									
職員の区分	勤務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,900	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,900	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,900	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,900	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,900	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,800	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,900	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,900	243,600	284,600	330,400	358,900	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	
	36	190,900	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,600	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	



	41	172,500	200,100	262,000	297,400	344,400
	42	173,900	201,600	264,000	299,100	346,300
	43	175,300	203,100	265,900	300,800	348,200
	44	176,700	204,600	267,900	302,500	350,100
	45	178,500	206,100	269,800	304,200	352,000
	46	180,000	207,700	271,700	305,900	353,600
	47	181,500	209,300	273,500	307,600	355,200
	48	183,000	210,900	275,300	309,300	356,800
	49	184,500	212,300	277,100	310,600	358,500
	50	185,700	214,000	278,900	312,200	359,700
	51	187,000	215,700	280,700	313,800	360,900
	52	188,300	217,400	282,500	315,400	362,000
再任用 職員以 外の職 員	53	189,700	218,900	284,200	317,100	363,000
	54	190,800	220,100	285,900	318,700	364,100
	55	192,000	221,300	287,600	320,300	365,100
	56	193,200	222,500	289,200	321,900	366,200
	57	194,400	223,800	290,800	323,400	367,100
	58	195,600	225,400	292,400	324,600	367,800
	59	196,700	227,000	294,000	325,800	368,500
	60	197,800	228,600	295,500	327,000	369,200
	61	198,800	230,300	297,000	328,100	369,800
	62	200,000	231,800	298,300	329,100	370,500
	63	201,200	233,300	299,700	330,000	371,200
	64	202,400	234,800	301,100	331,000	371,900
	65	203,600	236,200	302,500	331,900	372,400
	66	204,900	237,600	303,900	332,700	373,100
	67	206,200	239,000	305,300	333,500	373,800
	68	207,500	240,400	306,700	334,300	374,500
	69	208,800	241,700	308,000	335,200	375,000
	70	210,100	243,100	309,300	335,900	375,700
	71	211,400	244,500	310,400	336,600	376,400
	72	212,700	245,900	311,500	337,300	377,100
	73	213,600	247,300	312,600	337,800	377,600
	74	215,000	248,700	313,600	338,400	378,300
	75	216,300	250,100	314,700	339,000	379,000
	76	217,700	251,500	315,800	339,600	379,700
	77	218,800	252,700	316,900	340,000	380,200
	78		254,000	318,000	340,500	380,800
	79		255,300	318,800	341,000	381,400
	80		256,600	319,600	341,500	382,000

ロ 病院企業団給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
		給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額	給	給料月額
		円		円		円		円		円	
	1		121,600		141,900		195,600		222,900		261,900
	2		122,500		143,100		196,500		224,800		264,000
	3		123,500		144,300		197,300		226,700		266,000
	4		124,400		145,500		198,700		228,500		268,100
	5		125,400		146,700		200,100		230,200		270,200
	6		126,400		148,200		201,600		232,100		272,300
	7		127,400		149,700		203,100		234,000		274,400
	8		128,400		151,200		204,600		235,800		276,500
	9		129,200		152,600		206,100		237,500		278,600
	10		130,200		154,100		207,700		239,400		280,700
	11		131,200		155,600		209,300		241,200		282,800
	12		132,300		157,100		210,900		243,100		284,900
	13		133,100		158,600		212,300		244,900		287,000
	14		134,100		160,400		214,000		246,800		289,100
	15		135,100		162,200		215,700		248,600		291,200
	16		136,100		164,000		217,800		250,400		293,300
	17		137,200		165,800		219,800		252,200		295,400
	18		138,400		167,500		222,000		254,200		297,500
	19		139,600		169,200		223,900		256,200		299,600
	20		140,800		170,900		225,800		258,200		301,700
	21		141,900		172,500		227,700		260,100		303,800
	22		143,100		173,900		229,300		262,000		305,900
	23		144,300		175,300		231,100		263,900		308,000
	24		145,500		176,700		232,800		265,700		310,100
	25		146,700		178,500		234,600		267,700		312,100
	26		148,200		180,000		236,100		269,600		314,200
	27		149,700		181,500		237,600		271,500		316,300
	28		151,200		183,000		239,100		273,400		318,400
	29		152,600		184,500		240,600		275,300		320,400
	30		154,100		185,700		242,100		277,200		322,500
	31		155,600		187,000		243,600		279,100		324,600
	32		157,100		188,300		245,100		281,000		326,700
	33		158,600		190,200		246,700		282,700		328,400
	34		160,400		191,700		248,000		284,600		330,400
	35		162,200		193,200		250,000		286,500		332,500
	36		164,000		194,400		252,000		288,400		334,600
	37		165,800		195,600		254,000		290,100		336,500
	38		167,500		196,500		255,900		291,900		338,500
	39		169,200		197,300		258,000		293,700		340,500
	40		170,900		198,700		260,000		295,500		342,500

別表第二（第二条関係）

病院研究職給料表

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	135,700	135,100	274,800	332,000	392,900
	2	136,800	137,500	277,600	334,200	395,200
	3	138,000	139,900	280,400	336,400	398,100
	4	139,100	142,300	283,200	338,600	400,900
	5	140,200	144,800	285,800	340,600	403,300
	6	141,500	147,100	288,600	342,700	406,100
	7	142,800	149,400	291,400	344,800	408,900
	8	144,100	201,700	294,200	346,900	411,600
	9	145,200	203,800	296,800	348,000	414,300
	10	146,900	206,100	299,600	351,100	417,100
	11	148,500	208,400	302,400	353,200	419,900
	12	150,100	210,700	305,200	355,300	422,700
	13	151,600	212,900	307,800	357,400	425,600
	14	153,500	215,300	310,600	359,400	428,400
	15	155,400	217,700	313,400	361,300	431,200
	16	157,400	220,100	316,200	363,300	434,000
	17	159,200	222,400	318,800	365,200	436,900
	18	161,300	225,300	321,100	367,200	439,600
	19	163,500	228,200	323,400	369,200	442,400
	20	165,600	231,100	325,700	371,200	445,200
	21	167,800	233,800	328,100	373,100	448,100
	22	170,200	236,600	330,200	375,100	450,900
	23	172,500	239,400	332,200	377,100	453,500
	24	174,800	242,200	334,300	379,100	456,200
	25	176,900	245,100	336,500	380,700	459,000
	26	179,000	247,800	338,400	382,600	461,600
	27	181,100	250,500	340,300	384,500	464,200
	28	183,200	253,200	342,200	386,400	466,700
	29	185,200	256,000	344,200	388,300	469,300
	30	187,000	258,400	345,900	390,300	471,900
	31	188,800	260,800	347,600	392,300	474,500
	32	190,600	263,200	349,300	394,300	477,100
	33	192,400	265,200	350,800	396,100	479,400
	34	194,300	267,700	352,300	397,900	481,900
	35	196,200	270,100	353,800	399,500	484,400
	36	198,100	272,500	355,300	401,300	486,900
	37	199,800	274,700	356,700	403,000	489,500
	38	201,700	276,600	358,100	404,600	492,000
	39	203,600	278,500	359,500	406,200	494,500
	40	205,500	280,400	360,900	407,800	497,000

81	258,900	320,400	342,000	382,700
82	260,000	321,100	342,500	383,300
83	261,700	321,700	343,000	383,900
84	263,400	322,300	343,500	384,500
85	265,000	322,800	344,000	385,100
86	266,700	323,300	344,500	385,700
87	268,400	323,800	345,000	386,300
88	270,200	324,300	345,500	386,900
89	272,000	324,800	345,900	387,600
90	273,800	325,300	346,400	388,200
91	275,600	325,600	346,900	388,800
92	277,400	325,900	347,400	389,400
93	279,200	326,200	347,700	390,100
94	281,100	326,500	348,200	
95	283,000	326,800	348,700	
96	284,900	327,100	349,200	
97	286,200	327,400	349,500	
98	287,800	327,700	350,000	
99	289,300		350,500	
100	290,800		351,000	
101	292,300		351,300	
102	293,600		351,700	
103	294,900		352,100	
104	296,200		352,500	
105	297,500		353,000	
106	298,500		353,400	
107	299,400		353,800	
108	300,300		354,200	
109	301,200		354,700	
110	301,900		355,100	
111	302,600		355,500	
112	303,300		355,900	
113	303,800		356,400	
114	304,400			
115	305,000			
116	305,700			
117	306,400			
再任用 職員	192,200	209,500	214,000	258,400
				278,700

備考 この表は、技能職員に適用する。

	81	271,800	323,800	399,500			41	207,500	282,100	361,900	409,400	499,600
	82	273,100	329,600	400,200			42	209,400	283,400	363,100	411,000	501,900
	83	274,400	330,300	400,900			43	211,300	284,700	364,400	412,600	504,200
	84	275,700	331,100	401,600			44	213,200	286,000	365,600	414,200	506,500
	85	276,900	332,000	402,200			45	215,100	287,000	366,900	415,800	508,600
	86	279,200	332,600	402,900			46	217,100	288,300	368,200	417,400	510,200
	87	279,500	333,200	403,600			47	219,100	289,600	369,500	419,000	511,800
	88	280,800	333,800	404,300			48	221,100	290,800	370,800	420,600	513,400
	89	281,900	334,200	404,900			49	222,900	292,300	371,900	422,000	515,100
	90	283,100	334,900				50	224,900	293,600	373,200	423,500	516,600
	91	284,300	335,400				51	226,900	294,900	374,500	425,000	518,000
	92	285,500	336,000				52	228,900	296,200	375,800	426,500	519,500
	93	286,600	336,400				53	230,700	297,400	376,900	428,000	520,800
	94	287,600	336,900				54	232,700	298,700	378,000	429,400	522,000
	95	288,600	337,400				55	234,700	300,000	379,100	430,800	523,200
	96	289,600	337,900				56	236,700	301,300	380,200	432,200	524,400
	97	290,200	338,500				57	238,400	302,400	381,100	433,400	525,600
	98	291,100	339,000				58	239,900	303,600	382,000	434,800	526,600
	99	292,000	339,500				59	241,300	304,800	382,900	436,200	527,600
	100	292,900	340,000				60	242,800	306,000	383,800	437,600	528,600
	101	293,800	340,600				61	244,100	307,100	384,500	438,700	529,700
	102	294,500	341,100				62	245,500	308,200	385,300	439,700	530,600
	103	295,200	341,600				63	246,900	309,300	386,200	440,700	531,500
	104	295,900	342,100				64	248,300	310,400	387,100	441,700	532,400
	105	296,700	342,700				65	249,800	311,600	387,800	442,600	533,300
	106	297,200	343,200				66	251,200	312,700	388,600	443,500	534,200
	107	297,700	343,700				67	252,600	313,800	389,400	444,400	535,100
	108	298,200	344,200				68	254,000	314,900	390,200	445,300	536,000
	109	298,700	344,800				69	255,300	316,100	391,000	446,000	537,000
	110	299,100	345,300				70	256,800	317,200	391,700	446,900	537,900
	111	299,500	345,800				71	258,300	318,300	392,400	447,800	538,800
	112	299,900	346,300				72	259,800	319,400	393,100	448,700	539,700
	113	300,300	346,900				73	261,200	320,300	393,900	449,400	540,700
	114	300,700	347,400				74	262,600	321,400	394,600	450,300	
	115	301,100	347,900				75	264,000	322,500	395,300	451,200	
	116	301,500	348,400				76	265,400	323,600	396,000	452,100	
	117	301,900	349,000				77	266,500	324,700	396,800	452,800	
	118	302,300	349,500				78	267,800	325,700	397,400		
	119	302,700	350,000				79	269,100	326,700	398,100		
	120	303,100	350,500				80	270,400	327,700	398,800		
	121	303,400	351,100									
再任用職員		216,300	262,000	298,000	331,400	391,600						

備考 この表は、循環器・呼吸器病センター又はがんセンターに勤務し、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究の業務に従事する職員に適用する。ただし、病院医療職給料表(一)の適用を受ける職員を除く。

	37	197,500	236,400	279,200	305,200	353,600	398,200	445,300	509,200
	38	198,800	238,000	274,900	306,900	355,900	399,400	446,100	
	39	200,100	239,600	276,600	308,600	357,000	400,500	446,900	
	40	201,400	241,200	278,300	310,300	358,700	401,700	447,700	
	41	202,600	242,700	280,000	312,100	360,900	402,900	448,900	
	42	203,800	244,200	281,700	313,800	361,600	403,600	449,100	
	43	205,000	245,700	283,400	315,500	362,900	404,400	449,900	
	44	206,200	247,200	285,100	317,200	364,200	405,200	450,700	
	45	207,500	248,600	286,800	318,500	365,400	405,900	451,300	
	46	208,600	250,200	288,500	320,000	366,600	406,500	452,100	
	47	209,700	251,800	290,200	321,500	367,800	407,200	452,900	
	48	210,800	253,400	291,900	323,100	369,000	407,900	453,700	
	49	211,900	255,000	293,400	324,600	370,200	408,700	454,300	
	50	212,900	256,400	295,000	325,900	371,200	409,400	455,100	
	51	213,900	257,800	296,600	327,200	372,200	410,100	455,900	
	52	214,900	259,200	298,200	328,500	373,200	410,800	456,700	
	53	215,700	260,500	299,600	329,600	374,000	411,500	457,300	
	54	216,700	261,900	301,100	330,600	374,900	412,200		
	55	217,600	263,300	302,600	331,700	375,800	412,900		
	56	218,600	264,700	304,100	332,800	376,700	413,600		
再任用 職員以 外の職 員	57	219,500	265,800	305,500	333,600	377,500	414,200		
	58	220,400	267,100	306,800	334,600	378,300	414,900		
	59	221,300	268,400	308,100	335,600	379,100	415,600		
	60	222,200	269,700	309,500	336,600	379,900	416,300		
	61	223,200	270,800	310,800	337,400	380,500	416,800		
	62	224,200	272,100	312,100	338,100	381,200	417,400		
	63	225,200	273,400	313,400	338,800	381,900	418,100		
	64	226,300	274,700	314,700	339,500	382,600	418,900		
	65	227,000	275,900	316,100	340,200	383,200	419,300		
	66	227,900	277,000	316,900	340,900	383,900			
	67	228,800	278,100	317,700	341,600	384,600			
	68	229,700	279,200	318,500	342,300	385,300			
	69	230,400	280,300	319,400	343,000	385,800			
	70	231,100	281,400	320,200	343,600	386,400			
	71	231,800	282,500	321,000	344,200	387,000			
	72	232,500	283,600	321,800	344,800	387,600			
	73	233,300	284,500	322,600	345,300	388,300			
	74	234,100	285,200	323,200	345,900	388,900			
	75	234,900	285,900	323,800	346,500	389,500			
	76	235,700	286,700	324,400	347,100	390,100			

ロ 病院医療費給料表(二)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	140,900	178,200	219,600	241,900	279,700	328,700	375,200	444,800
	2	141,700	179,800	215,200	249,500	281,900	330,800	377,900	447,400
	3	143,100	181,400	216,800	245,100	284,100	333,000	380,600	450,000
	4	144,500	183,000	218,400	246,700	286,300	335,200	383,300	452,600
	5	145,700	184,500	220,000	248,100	288,500	337,400	385,900	455,200
	6	147,500	186,100	221,700	249,700	290,700	339,600	388,600	457,800
	7	149,200	187,700	223,400	251,200	292,900	341,800	391,300	460,400
	8	150,900	189,300	225,100	252,800	295,100	344,000	394,000	463,000
	9	152,600	190,900	226,800	254,300	297,200	346,000	396,600	465,700
	10	154,300	192,600	228,600	255,900	299,400	348,200	399,000	468,200
	11	156,000	194,300	230,400	257,400	301,600	350,400	401,400	470,800
	12	157,800	196,000	232,100	258,900	303,800	352,600	403,900	473,400
	13	159,300	197,600	233,900	260,400	306,100	354,400	406,200	476,000
	14	161,200	199,200	235,500	262,300	308,200	356,400	408,400	477,500
	15	163,200	200,800	237,100	264,200	310,300	358,400	410,600	479,900
	16	165,100	202,400	238,700	266,000	312,400	360,400	412,900	480,400
	17	167,000	204,000	240,100	267,700	314,600	362,400	414,900	482,000
	18	168,900	205,700	241,700	269,600	316,700	364,500	417,000	483,500
	19	170,800	207,400	243,200	271,500	318,800	366,500	419,100	485,000
	20	172,700	209,100	244,800	273,400	320,900	368,600	421,200	486,500
	21	174,600	210,600	246,300	275,200	323,100	370,500	423,100	488,100
	22	176,100	212,200	247,900	277,100	325,100	372,600	424,700	489,600
	23	177,600	213,800	249,400	279,000	327,100	374,700	426,300	491,100
	24	179,100	215,400	250,900	280,900	329,100	376,800	427,900	492,600
	25	180,700	217,000	252,400	282,900	331,100	378,700	429,500	494,200
	26	182,200	218,600	254,100	284,800	333,100	380,600	430,800	495,700
	27	183,700	220,200	255,800	286,700	335,100	382,500	432,100	497,200
	28	185,200	221,800	257,500	288,600	337,100	384,400	433,400	498,700
	29	186,800	223,400	259,200	290,600	339,900	386,200	434,800	500,300
	30	188,100	225,100	261,000	292,500	340,700	388,000	436,100	501,500
	31	189,400	226,800	262,800	294,400	342,500	389,800	437,400	502,700
	32	190,700	228,500	264,600	296,300	344,300	391,600	438,600	503,900
	33	192,100	230,100	266,100	298,100	346,100	393,200	440,000	505,200
	34	193,500	231,700	267,900	299,900	348,000	394,500	441,300	506,200
	35	194,900	233,200	269,700	301,700	349,900	395,800	442,600	507,200
	36	196,300	234,800	271,500	303,500	351,800	397,100	443,900	508,200

別表第三口の表及びハの表を次のように改める。

ハ 病院医療職給料表(三)

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級		7 級	
		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額		給料月額	
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	153,300	180,500	229,300	254,700	285,600	322,100	373,400							
	2	154,700	182,600	231,100	255,900	287,600	324,300	381,100							
	3	156,200	184,700	232,900	257,200	289,600	326,500	383,800							
	4	157,600	186,800	234,700	258,500	291,600	328,700	386,500							
	5	159,000	188,900	236,300	259,600	293,400	330,900	389,100							
	6	160,500	191,300	237,800	261,000	295,300	333,100	391,600							
	7	162,000	193,600	239,300	262,300	297,200	335,300	394,100							
	8	163,500	195,900	240,800	263,700	298,100	337,500	396,600							
	9	164,800	198,300	242,200	265,100	301,100	339,300	398,900							
	10	166,500	199,700	243,600	266,400	303,000	341,300	401,200							
	11	168,100	201,100	245,000	268,000	304,900	343,300	403,600							
	12	169,700	202,500	246,400	269,600	306,800	345,300	406,000							
	13	171,200	203,900	247,700	271,200	308,600	347,500	408,400							
	14	173,200	205,400	249,000	272,800	310,400	349,600	410,800							
	15	175,200	206,900	250,300	274,400	312,200	351,700	412,800							
	16	177,200	208,400	251,600	276,000	314,000	353,800	415,000							
	17	179,400	209,800	252,600	277,600	315,900	355,900	417,100							
	18	181,500	211,300	254,000	279,100	317,600	358,000	419,300							
	19	183,600	212,800	255,300	280,600	319,300	370,100	421,500							
	20	185,700	214,300	256,600	282,100	321,000	372,200	423,700							
	21	187,800	215,700	257,800	283,700	322,700	374,400	425,700							
	22	190,000	217,400	259,200	285,300	324,300	376,600	427,600							
	23	192,200	219,100	260,600	286,900	325,900	378,800	429,500							
	24	194,400	220,800	262,000	288,500	327,500	381,000	431,400							
	25	196,500	222,300	263,500	289,900	329,200	383,000	433,200							
	26	197,800	224,000	265,100	291,700	330,700	385,000	434,900							
	27	199,100	225,700	266,600	293,500	332,300	387,000	436,600							
	28	200,400	227,400	268,200	295,300	333,900	389,000	438,200							
	29	201,600	229,200	269,300	296,900	335,400	391,000	439,700							
	30	202,900	230,700	271,400	298,600	336,900	392,900	441,300							
	31	204,200	232,200	273,000	300,300	338,400	394,800	442,900							
	32	205,500	233,700	274,600	302,000	339,900	396,700	444,500							
	33	206,800	235,200	276,200	303,500	341,600	398,400	446,200							
	34	208,100	236,600	277,700	305,100	343,200	400,100	447,800							
	35	209,400	238,000	279,200	306,700	344,800	401,900	449,400							
	36	210,700	239,400	280,700	308,300	346,400	403,700	451,000							
	37	212,100	240,700	282,300	309,900	348,100	405,600	452,500							
	38	213,500	242,000	283,800	311,500	349,700	407,400	454,000							
	39	214,900	243,300	285,300	313,100	351,300	409,200	455,500							
	40	216,300	244,600	286,800	314,700	352,900	411,000	457,000							
	41	217,500	245,600	288,400	316,300	354,500	412,700	458,300							
	42	218,900	246,900	290,000	317,800	356,100	414,400	459,200							
	43	220,300	248,100	291,600	319,300	357,700	416,100	460,100							
	44	221,700	249,400	293,200	320,800	359,300	417,700	461,000							

77	236,300	287,500	325,100	347,600	390,800										
78	236,900	288,100	325,600	348,100	391,400										
79	237,500	288,700	326,100	348,600	392,000										
80	238,100	289,300	326,600	349,100	392,600										
81	238,600	290,000	327,200	349,500	393,300										
82	239,000	290,500	327,700	349,900	393,900										
83	239,400	291,000	328,200	350,300	394,500										
84	239,800	291,500	328,700	350,700	395,100										
85	240,300	291,900	329,300	351,200	395,800										
86		292,200	329,700	351,600											
87		292,500	330,000	352,000											
88		292,800	330,400	352,400											
89		293,200	330,900	352,900											
90		293,500	331,300	353,300											
91		293,800	331,700	353,700											
92		294,100	332,100	354,100											
93		294,500	332,600	354,600											
94		294,800	332,900	355,000											
95		295,100	333,300	355,400											
96		295,400	333,700	355,800											
97		295,800	333,900	356,300											
98		296,100	334,300	356,700											
99		296,400	334,700	357,100											
100		296,700	335,100	357,500											
101		297,100	335,300	358,000											
102		297,400	335,700	358,400											
103		297,700	336,100	358,800											
104		298,000	336,500	359,200											
105		298,300	336,700	359,700											
106			337,100												
107			337,500												
108			337,900												
109			338,100												
110			338,500												
111			338,900												
112			339,300												
113			339,500												
再任用 職員		137,300	214,100	248,500	260,100	286,400	328,300	371,400	434,700						

備考 この表は、病院に勤務する職員で、次に掲げるものに適用する。

- 一 調剤又は服薬指導等に従事する薬剤師
- 二 栄養管理又は栄養指導に従事する栄養士
- 三 診療放射線技師
- 四 臨床検査技師及び衛生検査技師
- 五 臨床工学技士
- 六 理学療法士その他の理学療法技術職員及び作業療法士その他の作業療法技術職員
- 七 視能訓練士その他の視能技術職員
- 八 言語聴覚士



89	278,800	312,800	343,700	370,100	399,800				45	223,100	250,600	294,600	322,100	360,900	419,200	462,000
90	279,800	313,800	350,500	370,700	400,400				46	224,600	252,000	296,100	323,500	362,400	420,800	462,900
91	280,800	315,000	351,900	371,900	401,000				47	226,100	253,400	297,600	324,900	363,900	422,400	463,800
92	281,800	316,200	352,100	371,900	401,800				48	227,600	254,800	299,100	326,400	365,300	424,000	464,700
93	282,800	317,400	352,900	372,400	402,100				49	228,900	256,200	300,500	327,700	366,800	425,700	465,700
94	283,800	318,200	353,600	372,900					50	230,300	257,700	301,900	329,100	368,200	427,800	466,400
95	284,800	319,000	354,300	373,400					51	231,700	259,100	303,300	330,400	369,600	428,900	467,200
96	285,800	319,800	355,000	373,900					52	233,100	260,500	304,700	331,800	371,000	430,500	468,000
97	286,500	320,500	355,500	374,500					53	234,400	262,000	306,200	333,200	372,500	432,000	468,900
98	287,300	321,200	356,000	375,000					54	235,700	263,600	307,600	334,600	373,700	433,500	469,700
99	288,100	321,900	356,500	375,500					55	237,000	265,200	309,000	336,000	374,900	435,000	470,500
100	289,000	322,600	357,000	376,000					56	238,300	266,700	310,400	337,400	376,100	436,500	471,900
101	289,900	323,100	357,600	376,600					57	239,500	268,300	311,800	338,600	377,400	437,800	472,200
102	290,800	323,700	358,100	377,100					58	240,800	269,900	312,900	340,000	378,400	439,700	
103	291,400	324,300	358,600	377,600					59	242,000	271,500	314,200	341,400	379,400	438,800	
104	292,200	324,900	359,100	378,100					60	243,300	273,100	315,600	342,800	380,400	440,500	
105	292,900	325,300	359,700	378,700					61	244,500	274,700	316,800	344,000	381,200	441,400	
106	293,400	325,800	360,200	379,200					62	245,800	276,200	318,100	345,300	382,000	442,900	
107	293,900	326,300	360,700	379,700					63	247,100	277,700	319,400	346,600	382,800	443,200	
108	294,400	326,800	361,200	380,200					64	248,400	279,200	320,700	347,900	383,600	444,100	
109	294,900	327,300	361,700	380,800					65	249,600	280,800	322,000	349,100	384,500	445,000	
110	295,300	327,700	362,200	381,300					66	250,900	282,300	323,300	350,300	385,300	445,800	
111	295,700	328,100	362,700	381,800					67	252,300	283,800	324,600	351,500	386,100	446,600	
112	296,100	328,500	363,200	382,300					68	253,700	285,300	325,900	352,700	386,900	447,400	
113	296,500	328,900	363,700	382,900					69	254,800	286,600	327,000	353,700	387,700	448,200	
114	296,900	329,300	364,200						70	256,100	288,100	328,200	354,800	388,400		
115	297,300	329,700	364,700						71	257,400	289,600	329,400	355,900	389,100		
116	297,700	330,000	365,100						72	258,700	291,100	330,500	357,000	389,800		
117	298,000	330,300	365,500						73	260,100	292,400	331,800	358,000	390,600		
118	298,400	330,700	366,000						74	261,400	293,800	332,900	359,100	391,200		
119	298,800	331,100	366,500						75	262,700	295,200	334,100	360,200	391,800		
120	299,200	331,500	367,000						76	264,000	296,600	335,300	361,300	392,400		
121	299,500	331,700	367,400						77	265,100	298,100	336,500	362,200	393,000		
122	299,900	332,100	367,900						78	266,300	299,400	337,700	363,000	393,600		
123	300,300	332,500	368,400						79	267,600	300,700	338,900	363,800	394,200		
124	300,700	332,900	368,900						80	268,900	302,000	340,100	364,600	394,800		
125	300,900	333,100	369,300						81	270,000	302,900	341,200	365,300	395,300		
126	301,300	333,500							82	271,100	304,100	342,300	365,900	395,900		
127	301,700	333,900							83	272,200	305,300	343,400	366,500	396,500		
128	302,100	334,300							84	273,300	306,600	344,500	367,100	397,100		
129	302,300	334,600							85	274,200	307,700	345,600	367,800	397,600		
130	302,700	335,000							86	275,300	308,900	346,600	368,400	398,200		
131	303,100	335,400							87	276,400	310,100	347,600	369,000	398,800		
132	303,500	335,800							88	277,500	311,300	348,600	369,600	399,400		

再任用  
職員以  
外の職  
員

133	303,700	336,100					
134	304,100	336,500					
135	304,500	336,900					
136	304,900	337,300					
137	305,100	337,600					
138	305,500	338,000					
139	305,900	338,400					
140	306,300	338,800					
141	306,500	339,100					
142	306,900	339,500					
143	307,300	339,900					
144	307,700	340,300					
145	307,900	340,600					
146	308,300	341,000					
147	308,700	341,400					
148	309,100	341,800					
149	309,300	342,100					
150	309,600	342,500					
151	309,900	342,900					
152	310,200	343,300					
153	310,600	343,600					
154	310,900						
155	311,200						
156	311,500						
157	311,900						
158	312,200						
159	312,500						
160	312,800						
161	313,200						
162	313,500						
163	313,800						
164	314,100						
165	314,500						
166	314,800						
167	315,100						
168	315,400						
169	315,800						
再任用職員	239,800	258,800	266,000	276,400	298,600	331,700	377,500

備考：この表は、病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師、その他の職員で、保健指導又は看護等に従事するものに適用する。

(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正)

第二条 埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県病院事業管理規程第四号)の一部を次のように改正する。

附則第八項中「平成二十一年十一月一日」を「平成二十二年十一月一日」に、「職員(減額改定対象外職員(附則別表第四の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員でその号給が附則別表第四の号給欄に掲げる号給であるものをいう。))を除く。(である者)」を「病院医療職(一)給料表又は給与規程第二条の三に規定する給料表の適用を受ける職員以外の職員」に、「百分の九十九・七七」を「百分の九十九・五三」に改める。

附則別表第四を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。  
 (施行日前の異動者の号給の調整)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)(前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、第一条の規定による改正前の埼玉県病院局職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 埼玉県病院局職員給与規程第二十四条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十二号)附則第四項の規定の適用については、同項第一号中「。若しくは」とあるのは「。)、埼玉県病院局給与規程別表第一、別表第二若しくは別表第三の口の表若しくは八の表の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ埼玉県病院局職員給与規程等の一部を改正する規程(平成二十二年埼玉県病院事業管理規程第十一号)附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(埼玉県病院局職員給与規程の一部を改正する規程(平成十八年埼玉県病院事業管理規程第四号)附則第八項から第十項までの規定による給料を支給される職員を除く。若しくは」と、「医療職給料表(一)」を「病院医療職給料表(一)」と、任期付研究員条例第五条第二項に規定する給料表」を「埼玉県病院局給与規程第二條の三に規定する給料表」とする。

5 前二項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表

給料表	職務の級	号給
病院企業職給料表(一)	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで
病院企業職給料表(二)	1級	1号給から77号給まで
	2級	1号給から112号給まで
	3級	1号給から61号給まで
	4級	1号給から48号給まで
	5級	1号給から32号給まで
研究職給料表	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から40号給まで
	4級	1号給から24号給まで
	5級	1号給から4号給まで
医療職給料表(二)	1級	1号給から85号給まで
	2級	1号給から72号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から12号給まで
医療職給料表(三)	1級	1号給から96号給まで
	2級	1号給から80号給まで
	3級	1号給から56号給まで
	4級	1号給から44号給まで
	5級	1号給から28号給まで
	6級	1号給から8号給まで

## 管 理 規 程

埼玉県流域下水道事業管理規程第十九号

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県下水道事業管理者 加藤 孝 夫

埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程

埼玉県下水道局職員給与規程（平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号）の一部を次のように改正する。

第三条の表を次のように改める。

号給	給料月額 円
1	375,000
2	424,000
3	477,000
4	543,000
5	620,000
6	724,000
7	848,000

附則第五項を次のように改める。

（給料の切替えに伴う経過措置）

5 平成十八年三月三十一日から施行日の前日までの間において引き続き職員  
の給与に関する条例（昭和二十七年条例第十九号）、学校職員の給与に関する  
条例（昭和三十一年埼玉県条例第三十三号）、埼玉県企業職員の給与の種類及  
び基準に関する条例（昭和四十一年埼玉県条例第六十四号）又は埼玉県病院  
事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成十三年埼玉県条例第  
八十八号）の適用を受けかつ施行日から引き続き給料表の適用を受ける者で、  
その者の受ける給料月額が平成十八年三月三十一日において受けていた給料  
月額（平成二十二年十一月一日において職員であるものにあつては、当該給  
料月額に百分の九十九・五三を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数  
を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる職員（管  
理者が定める職員を除く。）には、給料月額のほか、その差額に相当する額を  
給料として支給する。

附則第八項を附則第九項とし、附則第七項を附則第八項とし、附則第六項中「前  
項」を「前二項」に改め、「附則第五項」の下に「及び第六項」を加え、同項を  
附則第七項とし、附則第五項の次に次の一項を加える。

6 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員（前項に規定する職員を除く。）について、任用の事情等を考慮して同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

別表第一を次のように改める。

	36	190,300	246,700	288,400	334,600	362,300	392,000	438,400	473,400	535,800	
	37	191,600	248,000	290,100	336,500	364,200	393,700	439,700	474,200	536,700	
	38	192,900	249,600	291,900	338,500	365,600	394,900	440,600	475,000	537,600	
	39	194,200	251,200	293,700	340,500	367,100	396,100	441,500	475,800	538,500	
	40	195,500	252,800	295,500	342,500	368,600	397,300	442,400	476,600	539,400	
	41	196,900	254,200	297,400	344,400	370,100	398,400	443,200	477,400	540,300	
	42	198,200	255,600	299,100	346,300	371,300	399,600	444,000	478,100		
	43	199,500	257,000	300,800	348,200	372,500	400,800	444,800	478,900		
	44	200,800	258,400	302,500	350,100	373,700	402,000	445,600	479,700		
	45	202,000	259,700	304,200	352,000	374,700	403,000	446,400	480,500		
	46	203,300	261,100	305,900	353,600	375,600	403,700	447,200			
	47	204,600	262,500	307,600	355,200	376,500	404,400	448,000			
	48	205,900	263,900	309,300	356,800	377,400	405,100	448,800			
	49	207,100	265,200	310,600	358,500	378,400	405,900	449,400			
	50	208,200	266,400	312,200	359,700	379,200	406,600	450,200			
	51	209,300	267,700	313,800	360,900	380,000	407,300	451,000			
	52	210,400	269,000	315,400	362,000	380,800	408,000	451,800			
	53	211,600	270,100	317,100	363,000	381,700	408,800	452,400			
	54	212,600	271,400	318,700	364,100	382,400	409,500	453,200			
	55	213,600	272,700	320,300	365,100	383,100	410,200	454,000			
	56	214,600	274,000	321,900	366,200	383,800	410,900	454,800			
	57	215,400	275,200	323,400	367,100	384,500	411,600	455,400			
	58	216,400	276,300	324,600	367,800	385,100	412,300	456,200			
	59	217,300	277,400	325,800	368,500	385,800	413,000	457,000			
	60	218,300	278,500	327,000	369,200	386,500	413,700	457,800			
再任用 職員以 外の職 員	61	219,200	279,700	328,100	369,800	387,000	414,300	458,400			
	62	220,200	280,700	329,100	370,500	387,700	415,000				
	63	221,200	281,700	330,000	371,200	388,400	415,700				
	64	222,200	282,700	331,000	371,900	389,100	416,400				
	65	223,000	283,500	331,900	372,400	389,600	416,900				
	66	224,000	284,400	332,700	373,100	390,300	417,500				
	67	225,000	285,300	333,500	373,800	391,000	418,200				
	68	226,100	286,200	334,300	374,500	391,700	418,900				
	69	226,900	287,200	335,200	375,000	392,200	419,400				
	70	227,700	288,000	335,900	375,700	392,900	420,100				
71	228,500	288,800	336,600	376,400	393,600	420,800					

## 別表第一（第二条関係）

## 下水道企業職給料表

職員の 区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700	532,000
	2	136,700	187,600	224,800	264,000	291,500	322,900	368,800	415,500	469,800	535,100
	3	137,900	189,400	226,700	266,000	293,800	325,200	371,400	418,000	472,900	538,300
	4	139,000	191,200	228,500	268,100	296,100	327,500	374,000	420,500	476,000	541,500
	5	140,100	192,800	230,200	270,200	298,200	329,800	376,300	422,800	479,000	544,700
	6	141,200	194,600	232,100	272,300	300,500	331,900	378,800	425,200	482,100	547,200
	7	142,300	196,400	234,000	274,400	302,800	334,100	381,300	427,600	485,200	549,700
	8	143,400	198,200	235,800	276,500	305,100	336,300	383,800	430,000	488,300	552,200
	9	144,500	200,000	237,500	278,600	307,300	338,600	386,400	432,300	491,300	554,700
	10	145,900	201,800	239,400	280,700	309,600	340,800	389,100	434,600	494,400	556,600
	11	147,200	203,600	241,200	282,800	311,900	343,000	391,800	436,900	497,500	558,400
	12	148,500	205,400	243,100	284,900	314,200	345,200	394,500	439,100	500,600	560,300
	13	149,800	207,000	244,900	287,000	316,400	347,200	397,100	441,300	503,600	562,100
	14	151,300	208,900	246,800	289,100	318,600	349,300	399,400	443,300	506,000	563,600
	15	152,800	210,800	248,600	291,200	320,800	351,400	401,700	445,300	508,400	565,100
	16	154,400	212,700	250,400	293,300	323,000	353,500	404,100	447,300	510,800	566,600
	17	155,700	214,600	252,200	295,400	325,200	355,500	406,400	449,300	513,300	568,100
	18	157,200	216,500	254,200	297,500	327,300	357,500	408,500	451,100	514,800	569,300
	19	158,700	218,400	256,200	299,600	329,400	359,500	410,600	452,900	516,300	570,500
	20	160,200	220,300	258,200	301,700	331,400	361,400	412,700	454,700	517,800	571,700
	21	161,600	222,000	260,100	303,800	333,500	363,500	414,800	456,500	519,000	572,900
	22	164,300	223,900	262,000	305,900	335,600	365,400	416,800	458,000	520,500	
	23	166,900	225,800	263,900	308,000	337,700	367,400	418,800	459,500	522,000	
	24	169,500	227,700	265,700	310,100	339,800	369,400	420,800	461,000	523,500	
	25	172,200	229,300	267,700	312,100	341,500	371,500	422,900	462,500	524,800	
	26	173,900	231,100	269,600	314,200	343,500	373,500	424,500	463,900	526,000	
	27	175,600	232,800	271,500	316,300	345,500	375,500	426,100	465,300	527,200	
	28	177,300	234,600	273,400	318,400	347,500	377,500	427,700	466,600	528,400	
	29	178,800	236,100	275,300	320,400	349,400	379,500	429,400	467,800	529,600	
	30	180,600	237,600	277,200	322,500	351,300	381,400	430,700	468,600	530,500	
	31	182,400	239,100	279,100	324,600	353,200	383,300	432,000	469,400	531,400	
	32	184,200	240,600	281,000	326,700	355,100	385,100	433,300	470,200	532,300	
	33	185,800	242,100	282,700	328,400	357,000	386,900	434,600	471,000	533,100	
	34	187,300	243,600	284,600	330,400	358,800	388,600	435,900	471,800	534,000	
	35	188,800	245,100	286,500	332,500	360,600	390,300	437,200	472,600	534,900	

	108		303,600	354,200							
	109		303,800	354,700							
	110		304,200	355,100							
	111		304,600	355,500							
	112		305,000	355,900							
	113		305,200	356,400							
	114		305,600								
	115		306,000								
	116		306,400								
	117		306,600								
	118		306,900								
	119		307,200								
	120		307,500								
	121		307,900								
	122		308,200								
	123		308,500								
	124		308,800								
	125		309,200								
再任用 職員		186,300	214,000	258,400	278,700	294,300	320,300	363,000	397,300	449,600	532,000

備考 この表は、第三条及び第十三条に規定する職員を除くすべての職員に適用する。

72	229,300	289,600	337,300	377,100	394,300	421,500					
73	230,100	290,400	337,800	377,600	394,800	422,000					
74	230,800	290,900	338,400	378,300	395,500	422,700					
75	231,500	291,400	339,000	379,000	396,200	423,400					
76	232,200	291,900	339,600	379,700	396,900	424,100					
77	233,000	292,300	340,000	380,200	397,300	424,600					
78	233,800	292,700	340,500	380,800	398,000						
79	234,600	293,100	341,000	381,400	398,700						
80	235,400	293,500	341,500	382,000	399,400						
81	236,100	293,800	342,000	382,700	399,900						
82	236,800	294,200	342,500	383,300	400,600						
83	237,500	294,600	343,000	383,900	401,300						
84	238,200	295,000	343,500	384,500	402,000						
85	239,000	295,300	344,000	385,100	402,500						
86	239,700	295,700	344,500	385,700							
87	240,400	296,100	345,000	386,300							
88	241,100	296,500	345,500	386,900							
89	241,900	296,800	345,900	387,600							
90	242,400	297,200	346,400	388,200							
91	242,900	297,600	346,900	388,800							
92	243,400	298,000	347,400	389,400							
93	243,700	298,200	347,700	390,100							
94		298,600	348,200								
95		299,000	348,700								
96		299,400	349,200								
97		299,600	349,500								
98		300,000	350,000								
99		300,400	350,500								
100		300,800	351,000								
101		301,000	351,300								
102		301,400	351,700								
103		301,800	352,100								
104		302,200	352,500								
105		302,400	353,000								
106		302,800	353,400								
107		303,200	353,800								

## 附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成二十二年十一月一日から施行する。

(施行日前の異動者の号給の調整)

2 この規程の施行の日(以下「施行日」という。)前に職務の級を異にして異動した職員及び別に定めるこれに準ずる職員の施行日における号給については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

3 前項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、この規程による改正前の埼玉県下水道局職員給与規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成二十二年十二月に支給する期末手当に関する特例措置)

4 埼玉県下水道局職員給与規程第十五条の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成二十二年埼玉県条例第四十二号)附則第四項の規定の適用については、同項第一号中「。」若しくは「とあるのは「。」、埼玉県下水道局職員給与規程別表第一の適用を受ける職員であつてその職務の級及び号給がそれぞれ埼玉県下水道局職員給与規程の一部を改正する規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第十九号)附則別表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(埼玉県下水道局職員給与規程(平成二十二年埼玉県流域下水道事業管理規程第五号)附則第五項及び第六項の規定による給料を支給される職員を除く。)若しくは「とす。

5 前三項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則別表

給料表	職務の級	号給
下水道企業職給料表	1級	1号給から93号給まで
	2級	1号給から64号給まで
	3級	1号給から48号給まで
	4級	1号給から32号給まで
	5級	1号給から24号給まで
	6級	1号給から16号給まで
	7級	1号給から4号給まで



## 告 示

埼玉県告示第千三百九十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量  
職員用ノート型パーソナルコンピュータの賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県企画財政部システム管理課システム基盤担当 埼玉県さいたま市浦和区  
高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年9月22日
- 4 落札者の氏名及び住所  
住信・パナソニックフィナンシャルサービス株式会社 大阪府大阪市北区中之  
島3丁目2番18号
- 5 契約金額  
215,964,630円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札の告示を行った日  
平成22年8月6日

## 告 示

### 埼玉県告示第千三百九十三号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

# 人事行政の運営等の状況の公表

## 第1 人事行政の運営の状況

### 1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（平成21年度） (単位：人)

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期满了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	342	280	71	75	15	117	1	1		560
研究職	14	13	2	14		3				32
医療職	74	28	5	8		19				60
技能労務職	2	25	5			9				39
教育職	1,616	989	475	132	30	310		10		1,946
警察職	609	142	149	201	8	14		4		518
企業職	174	35	5	110	1	13				164
合計 (構成比)	2,831	1,512 (45.6%)	712 (21.5%)	540 (16.3%)	54 (1.6%)	485 (14.6%)	1 (0.0%)	15 (0.5%)	0 (0.0%)	3,319 (100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下同じ。)

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・大学職給料表、教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、病院企業職給料表(一)、病院企業職給料表(二)、病院研究職給料表、病院医療職給料表(一)、病院医療職給料表(二)及び病院企業職給料表(三)の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100にならない場合があります(以下同じ。)

(2) 職員の昇任及び降任の状況（平成21年度）

<知事等>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	98	143	97	75	44	22	9	2
研究職	5	11	5	4	3			
医療職	13	12	15	6	3			
技能労務職	1							
教育職		1	1		1			
企業職	70	23	20	14	6	5	1	1
合計 (構成比)	187 (26.4%)	190 (26.8%)	138 (19.5%)	99 (14.0%)	57 (8.1%)	27 (3.8%)	10 (1.4%)	3

(注) 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び病院事業管理者であるものを言います(以下同じ。)

<教育委員会>

(単位：人)

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	30	53	46	25	13	7	3	
医療職	5	10						
技能労務職	4							
教育職								
合計 (構成比)	39 (19.9%)	63 (32.1%)	46 (23.5%)	25 (12.8%)	13 (6.6%)	7 (3.6%)	3 (1.5%)	0

(単位：人)

区分	昇任			降任
	主幹教諭	教頭	校長	
教育職(教員)	421	319	252	1
合計 (構成比)	421 (42.4%)	319 (32.2%)	252 (25.4%)	1

&lt;警察本部長&gt;

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
一般行政職	22	19	12	3	4	
研究職	2	2	2	5		
警察職	442	238	78	29	30	
合計 (構成比)	466 (52.5%)	259 (29.2%)	92 (10.4%)	37 (4.2%)	34 (3.8%)	0

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

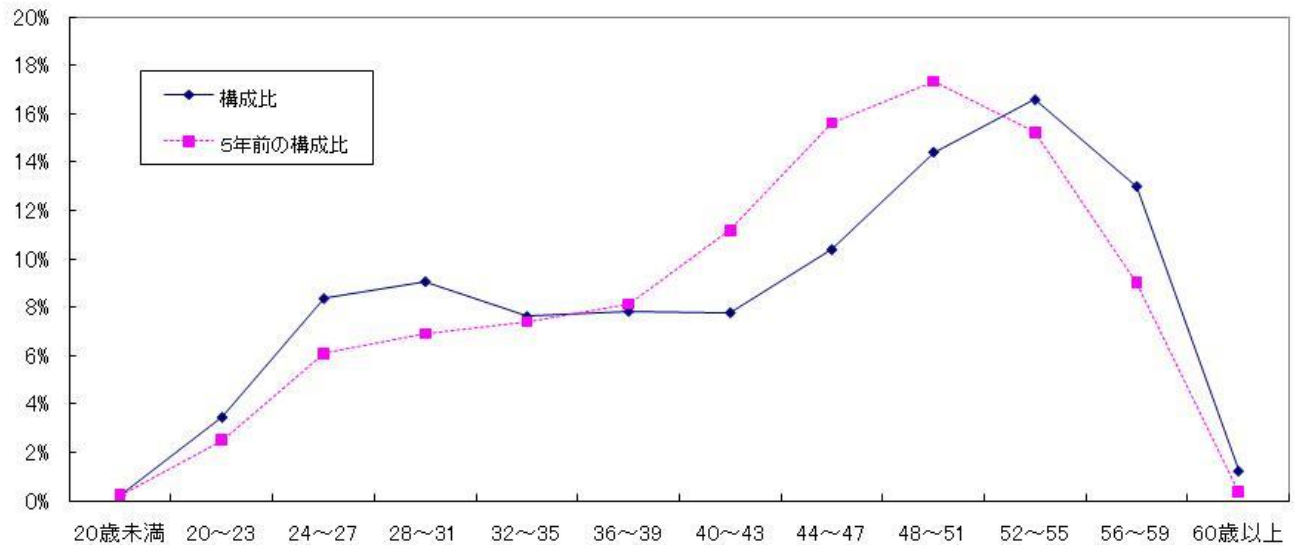
(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成21年	平成22年		
一般行政部門	議会	66	66	±0	
	総務	1,284	1,237	▲47	地域振興センターの体制見直しなど
	税務	674	661	▲13	民間委託による自動車税コールセンターの設置など
	民政	1,026	1,024	▲2	福祉事務所の再編など
	衛生	1,338	1,325	▲13	保健所の再編など
	商工	371	367	▲4	産業技術総合センターの体制見直しなど
	労働	196	191	▲5	高等技術専門校の訓練科目の見直しなど
	農林水産	1,040	977	▲63	農林総合研究センターの体制見直しなど
	土木	1,477	1,359	▲118	県土整備事務所の体制見直しなど
	小計	7,472	7,207	▲265	
特別部門	教育	41,691	41,314	▲377	生徒数の減少に伴う高等学校教職員の減員など
	警察	12,247	12,322	+75	警察官の増員
	小計	53,938	53,636	▲302	
公営企業	病院	1,761	1,778	+17	医療法改正に伴う看護師の増員など
	水道	342	335	▲7	高度浄水施設整備事業の終了による減員など
	その他	142	202	+60	下水道局の新設など
	小計	2,245	2,315	+70	
合計		63,655	63,158	▲497	

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表したもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成22年4月1日現在）

<全任命権者>



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	153人	2,180人	5,285人	5,725人	4,815人	4,950人	4,914人	6,564人	9,107人	10,476人	8,212人	777人	63,158人

(5) 定数削減計画の数値目標及び進捗状況

ア 定数削減計画の概要

平成20年3月に策定した新行財政改革プログラムにおいて、職員定数の見直しとして、県民1万人当たりの職員数は13.1人と全国一少ない（一般行政部門：平成19年4月1日現在）が、「最小・最強の県庁づくり」を進めるため、さらなる職員定数の削減を進めることとしています。

イ 定数削減目標

平成23年度に県民1万人当たりの職員数が11人台となるように、知事部局において平成23年度までに670人の削減を目指し、教育局においても同等の削減を目指しています。

また、企業局職員定数については、企業局経営5か年計画に定めた定数削減計画により、平成19年度～平成23年度の5年間で34人の削減を目指しています。

《知事部局》

○ 知事部局の職員定数を平成23年度までに670人削減します。

《教育委員会》

○ 教育委員会事務局職員及び県立学校事務職員等（県の裁量により削減可能な者）の定数を平成23年度までに138人削減します。

《企業局》

○ 企業局職員定数については、平成19年度～平成23年度の5年間で34人削減します。

ウ 定員削減計画の年次別進捗状況（実績）の概要

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	削減目標数 (H20～H23)	平成19年 (基準年度)	平成20年 (1年目実績)	平成21年 (2年目実績)	平成22年 (3年目実績)	合計
知事部局一般職員	▲670	7,606	7,446	7,276	7,005	▲601
教育委員会事務局職員・県立学校事務職員等	▲138	1,564	1,501	1,468	1,424	▲140

（注） 知事部局一般職員の合計は、下水道局の新設に伴い下水道局に移管した101人分を含んだ定数削減数となっています。

（各年4月1日現在 単位：人）

区分	削減目標数 (H19～H23)	平成19年 (基準年度)	平成20年 (1年目実績)	平成21年 (2年目実績)	平成22年 (3年目実績)	合計
企業局職員	▲34	452	434	428	422	▲30

（注） 企業局については、基準年度を計画の年数にカウントしています。

## 2-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
平成21年度	人 7,123,084	千円 1,661,829,680	千円 4,816,773	千円 652,108,727	% 39.2	% 41.6

(注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

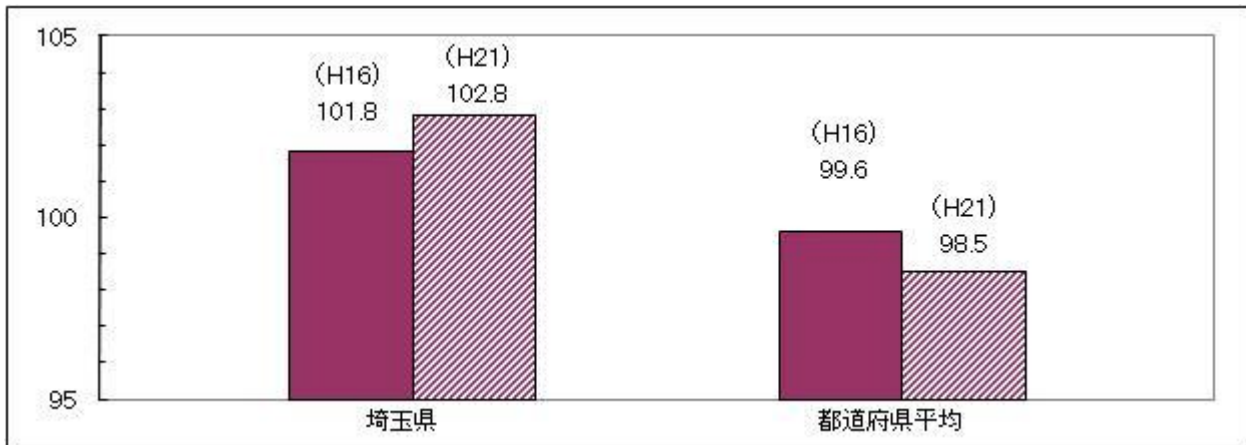
### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成21年度	人 61,409	千円 292,216,223	千円 66,122,789	千円 114,793,040	千円 473,132,052	千円 7,705

(注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

### (4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成22年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	44.1 歳	355,552 円	447,648 円
技能労務職	53.5 歳	365,484 円	421,134 円
高等学校等教育職	46.8 歳	410,696 円	483,578 円
小中学校教育職	45.0 歳	383,659 円	446,008 円
警察職	38.3 歳	330,859 円	463,334 円

(注) 1 職種の区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表による。（以下同じ）

一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事及び高等看護学院の教員を除く）及び事務職給料表適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者及び高等看護学院の教員

小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者

警察職・・・公安職給料表適用者

2 「平均給料月額」とは、平成22年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（平成22年4月1日現在）

区 分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	178,800 円	191,600 円
	高校卒	144,500 円	155,700 円
技能労務職	高校卒	146,700 円	158,600 円
	中学卒	131,150 円	139,550 円
高等学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
	高校卒	154,900 円	170,300 円
小中学校教育職	大学卒	199,700 円	214,000 円
警察職	大学卒	207,300 円	221,800 円
	高校卒	179,000 円	187,500 円

(注) 職種の区分については、以下のとおりです。（以下同じ）

高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校の教員及び高等看護学院の教員を除いたもの

(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成22年4月1日現在）

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	297,242 円	384,976 円
	高校卒	248,797 円	335,396 円
技能労務職	高校卒	—	321,759 円
	中学卒	—	291,700 円
高等学校教育職	大学卒	344,501 円	416,134 円
	高校卒	262,496 円	320,796 円
小中学校教育職	大学卒	340,730 円	404,405 円
警察職	大学卒	316,420 円	407,318 円
	高校卒	279,589 円	370,956 円



(7) 一般行政職の級別職員数の状況（平成22年4月1日現在）

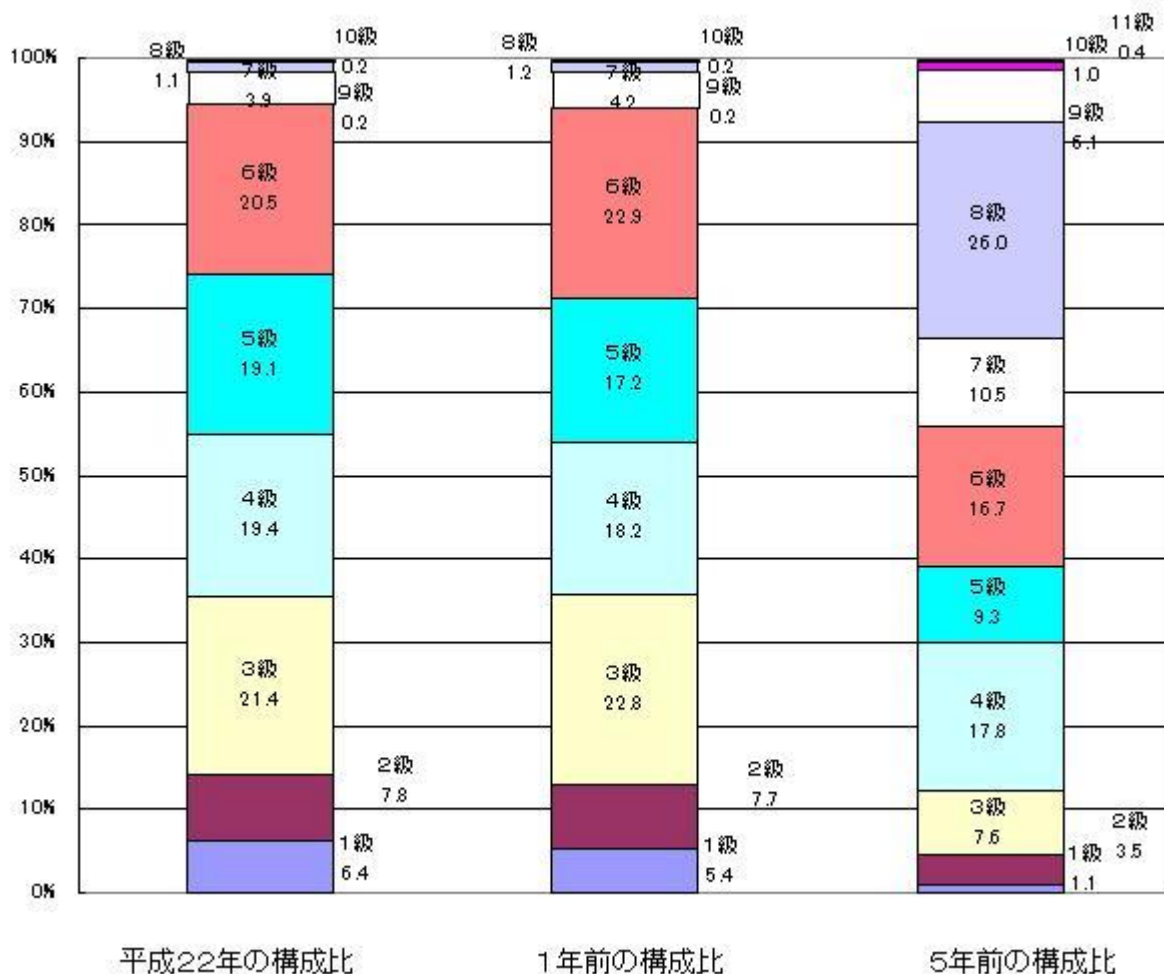
区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事 技師	主事 技師	主査 主任	主査 主任	主幹 主査	副課長 主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 586	人 722	人 1,980	人 1,789	人 1,760	人 1,890	人 355	人 97	人 14	人 16	人 9,209
構成比	% 6.4	% 7.8	% 21.4	% 19.4	% 19.1	% 20.5	% 3.9	% 1.1	% 0.2	% 0.2	% 100.0

(注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。

3 給与構造の見直しにより、級構成の改正が行われています。行政職給料表における改正内容は、以下のとおりです。

改正前（～平成18年3月）	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	11級
改正後（平成18年4月～）	1級	2級	3級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級



(8) 昇給への勤務成績の反映状況

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。

課所長級以上の職員については、実績評価結果を基本として、昇給の号給数（8～0号給）を決定。

副課長級以下の職員については、勤務成績に基づき、昇給の号給数（6～3以下の号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼玉県	国
1人当たりの平均支給額（平成21年度決算） 1,790千円	—
（平成21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 (1.5月分) 勤勉手当 1.4月分 (0.7月分)	（平成21年度支給割合） 期末手当 2.75月分 (1.5月分) 勤勉手当 1.4月分 (0.7月分)
（平成22年度支給割合） 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.35月分 (0.65月分)	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5～20% ・ 管理職加算 10～25%

(注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。なお、副課長級以下の職員については、併せて別途勤務成績を判定。  
課所長級以上の職員については、実績評価結果に基づき、支給割合（5段階）を決定。  
副課長級以下の職員については、勤務成績が良好でない職員の支給割合を、標準の支給割合から2段階に分け減じている。

イ 退職手当（平成22年4月1日現在）

埼玉県	国
（支給率） 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）	（支給率） 自己都合 勤続20年 23.5月分 勤続25年 33.5月分 勤続35年 47.5月分 最高限度額 59.28月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置（2%～20%加算）
1人当たりの平均支給額 （平成21年度決算） 6,087千円 27,663千円	

(注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成21年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	19,695,775千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額（平成21年度決算）	321千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	60,760人
東京都特別区等	10%	32人
(医師・歯科医師)	15%	50人

(注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

エ 特殊勤務手当（平成22年4月1日現在）

支給実績（平成21年度決算）	3,269,499千円
支給職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	128千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成21年度）	41.5%
手当の種類（手当数）	25手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額17,000円、日額650円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額370円～400円、月額12,500円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額370円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額370円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額320円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額370円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用する撮影又は透視作業	日額320円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額320円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員等	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額610円～730円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額320円～370円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	捜索救難の業務	1時間1,900円
警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額460円等
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額290円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1時間1,400円～1,800円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導	月額20,000円、日額180円～400円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額900円～6,400円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額200円

(注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

## オ 時間外勤務手当

支給実績（平成21年度決算）	11,717,862 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成21年度決算）	191 千円
支給実績（平成20年度決算）	11,141,471 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成20年度決算）	181 千円

(注) 1 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 支給実績には、夜間勤務手当を含んでいます。

## カ その他の手当（平成22年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 6,728,767	千円 241
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 4,436,044	千円 129
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円(又は50,000円)以内	同		千円 127,233	千円 2,827
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	異	支給上限	千円 6,688,950	千円 130
	②交通用具（自動車等）利用者 →距離に応じた額	異	支給額等		
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 33,981	千円 309

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同	千円 187	千円 187
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 →支給率4~16%	同	千円 1,341	千円 79
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	千円 1,587,356	千円 26
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき、1,000円~20,000円	同	千円 1,263,536	千円 288
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき、4,000円~18,000円	同	千円 104,891	千円 24
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	千円 —	千円 —
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額25,900円~136,000円	同	千円 3,611,443	千円 827
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 →月額2,900~11,700円		千円 5,316,501	千円 140
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 →各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)		千円 188,929	千円 379
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 →各級ごとに定額(月額)		千円 237,552	千円 376
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 →支給率6%		千円 42,192	千円 270

(注) 平成21年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(10) 特別職の報酬等の状況(平成22年4月1日現在)

区分		給料月額等		
給料	知事	1,420,000円		
	副知事	1,134,000円		
報酬	議長	1,144,000円		
	副議長	1,016,000円		
	議員	927,000円		
期末手当	知事	(平成22年度支給割合) 2.065月分(2.95月分)		
	副知事	2.655月分(2.95月分)		
退職手当	議長	(平成22年度支給割合) 2.95月分		
	副議長			
退職手当	知事	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副知事	1,420,000円×12×在職年数×0.6 1,134,000円×12×在職年数×0.46	40,896,000円 25,038,720円	任期毎 任期毎

(注) 1 期末手当について、知事は、平成23年8月30日まで、30%、副知事は、平成23年3月31日まで、10%の減額措置を行っています。

期末手当の( )内は、減額措置を行う前の支給割合です。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

## 2-2 公営企業職員の給与の状況

### (1) 工業用水道事業

#### ア 職員給与費の状況

##### (ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	1,355,310	567,119	249,537	18.4	16.9

##### (イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	31	134,654	47,019	55,674	237,347	7,656

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

#### イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
44.0歳	382,192円	584,881円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

#### ウ 職員手当の状況

##### (ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成21年度決算)	
1,657千円	
(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.75月分	1.4月分
(1.5月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

##### (イ) 退職手当 (平成22年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成21年度決算)	0千円	

##### (ウ) 地域手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成21年度決算)	8,259 千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成21年度決算)	285 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	31人

## (工) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成21年度決算)	3,615 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	201 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成21年度)	62.1 %		
手当の種類 (手当数)		3 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

## (才) 時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度決算)	7,844 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	270 千円
支給実績 (平成20年度決算)	8,200 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	283 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## (力) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 5,196	千円 273
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 2,821	千円 134
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 5,431	千円 209
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 2,571	千円 184
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 2,718	千円 906

(2) 水道用水供給事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	39,885,249	1,664,737	3,819,721	9.6	9.0

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	343	1,539,029	454,897	636,117	2,630,043	7,668

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
45.3歳	385,927円	589,219円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成21年度決算)	
1,776千円	
(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.75月分	1.4月分
(1.5月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成22年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成21年度決算)	26,557千円	

(ウ) 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)		103,586千円
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成21年度決算)		299千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	341人
東京都特別区等	10%	2人

## (工) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成21年度決算)	39,637 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	178 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成21年度)	64.3 %		
手当の種類 (手当数)		3 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度決算)	74,507 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	217 千円
支給実績 (平成20年度決算)	66,935 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	193 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## (カ) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 48,792	千円 252
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 22,674	千円 96
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 58,861	千円 180
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 54	千円 9
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 17,756	千円 202
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 33,956	千円 1,029



(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める 職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
平成21年度	10,334,139	8,593,601	329,382	3.2	58.5

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
平成22年度	37	170,270	44,273	70,964	285,507	7,716

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況 (平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
46.2歳	415,911円	619,549円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額 (平成21年度決算)	
1,832千円	
(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.75月分	1.4月分
(1.5月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当 (平成22年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置 (2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成21年度決算)	28,705千円	

(ウ) 地域手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成21年度決算)		12,431 千円
支給職員1人当たりの平均支給年額 (平成21年度決算)		311 千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	37人

## (工) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成21年度決算)	938 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	85 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成21年度)	27.5 %		
手当の種類 (手当数)		2 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成に関する現場業務等	月額7,800円、日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度決算)	4,204 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	105 千円
支給実績 (平成20年度決算)	5,863 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	147 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## (カ) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 6,781	千円 283
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 3,150	千円 113
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 6,752	千円 188
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 →支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 -	千円 -
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円~20,000円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円~18,000円	同		千円 0	千円 0
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 0	千円 0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同		千円 6,243	千円 1,040

(4) 病院事業

ア 職員給与費の状況

(ア) 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める 職員給与費比率
平成21年度	千円 36,492,449	千円 164,953	千円 16,846,357	% 46.2	% 45.7

(イ) 予算

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
平成22年度	人 1,778	千円 7,420,843	千円 4,483,311	千円 2,956,773	千円 14,860,927	千円 8,358

(注) 職員手当には、退職給付金を含みません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成22年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
37.1歳	340,642円	638,945円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

ウ 職員手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(平成21年度決算)	
1,517千円	
(平成21年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.75月分	1.4月分
(1.5月分)	(0.7月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(平成22年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勤奨・定年
勤続20年	23.5月分	30.55月分
勤続25年	33.5月分	41.34月分
勤続35年	47.5月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例 措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額 (平成21年度決算)	1,083千円	23,291千円

(ウ) 地域手当(平成22年4月1日現在)

支給実績(平成21年度決算)	565,769千円	
支給職員1人当たりの平均支給年額(平成21年度決算)	321千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	7%	1,778人

## (エ) 特殊勤務手当 (平成22年4月1日現在)

支給実績 (平成21年度決算)	285,164 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	274 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成21年度)	59.0 %		
手当の種類 (手当数)		8 手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
福祉保健業務手当	精神医療センターに勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額9,700円、日額320円
介助及び汚物処理作業手当	病棟に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額8,000円、日額320円
試験等業務手当	試験研究機関に勤務する職員	発がん性物質を使用するがん試験研究業務	日額300円
放射線取扱手当	放射線技術部の職員	放射線管理区域内で行う検査業務	日額320円
防疫業務手当	循環器・呼吸器病センターに勤務する職員	結核患者に直接接する介助等	日額320円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1体800円～2,500円
夜間看護等手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務1回2,000円～6,800円等
変則勤務手当	変則勤務に従事する薬剤師	深夜の業務等	勤務1回730円～1,100円

## (オ) 時間外勤務手当

支給実績 (平成21年度決算)	1,466,860 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成21年度決算)	969 千円
支給実績 (平成20年度決算)	1,084,957 千円
職員1人当たり平均支給年額 (平成20年度決算)	661 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

## (カ) その他の手当 (平成22年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (平成21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成21年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者13,000円等	同		千円 120,236	千円 220
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高27,000円	同		千円 138,687	千円 176
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 →306,000円 (又は50,000円) 以内	同		千円 694,488	千円 3,421
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 →運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 172,461	千円 140
	②交通用具 (自動車等) 利用者 →距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →23,000円+加算額	同		千円 276	千円 276
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 —	千円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 →勤務1回につき1,000円～20,000円	同		千円 183,548	千円 396
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 →勤務1回につき4,000円～18,000円	同		千円 1,190	千円 18
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜) に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 159,183	千円 208
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額48,200円～139,600円	同		千円 76,442	千円 1,019

3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（平成22年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

原則38時間45分

イ 勤務時間

<知事等及び教育委員会>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

<警察本部長>

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成21年1月1日～平成21年12月31日）

平成21年の職員1人当たりの平均使用日数は、9.1日でした。

(3) 病気休暇の取得状況（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

任命権者	取得者数
知事等	434
教育委員会	1,788
警察本部長	128
計	2,350

(4) 特別休暇等の状況（平成22年4月1日現在）

種 類	付与日数																					
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間																					
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回																					
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間																					
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間																					
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）																					
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																					
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において3日の範囲内）																					
8 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																					
9 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> <tr> <td>1親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1親等直系尊属	7日	3日	1親等直系卑属	7日	1日	2親等直系尊属	3日	1日	2親等直系卑属	1日	—
親族	日数																					
配偶者	10日																					
	血族	姻族																				
1親等直系尊属	7日	3日																				
1親等直系卑属	7日	1日																				
2親等直系尊属	3日	1日																				
2親等直系卑属	1日	—																				

	2親等傍系者			3日			1日		
	3親等傍系尊属			1日			-		
10 父母等の追悼のための休暇	1日								
11 夏季休暇	5日								
12 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間								
13 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合の休暇	その都度必要と認められる期間								
14 災害等において退勤時の危険回避の場合の休暇	その都度必要と認められる期間								
15 災害による住居の被災の場合の休暇	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間								
16 結婚休暇	7日の範囲内の期間								
17 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間								
18 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間								
19 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間								
20 献血休暇	その都度必要と認められる期間								
21 ボランティア休暇	一の年において5日の範囲内の期間								

(5) 育児休業等の利用状況（平成21年度）

ア 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の取得者数（単位：人）

	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児 短時間勤務 取得者数	平成21年度中に新たに育児休業等が取得可能となった職員 (育児休業 対象者数)			
				うち 育児休業 取得者数	うち 部分休業 取得者数	うち 育児短時間 勤務取得者	
男性 職員	7 3	4 1		747	5		
女性 職員	299 396	98 62	64 55	330	297	2	26
計	306 399	102 63	64 55	1,077	302	2	26

(注)「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」欄の上段には平成21年度に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した者、下段には育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）の期間が平成20年度以前から平成21年度にかけて引き続けている者の数です。

イ 育児休業、部分休業及び育児短時間勤務の承認期間（平成21年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間（単位：人）

	育児休業承認期間						
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	合計
男性職員	6	1					7
女性職員	16	101	84	45	18	35	299
計	22	102	84	45	18	35	306

(イ) 部分休業承認期間（単位：人）

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	合計
男性職員	4						4
女性職員	54	13	9	9	12	1	98
計	58	13	9	9	12	1	102

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間				
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	合計
男性職員	1	2	1		4
女性職員	24	36	20	18	98
計	25	38	21	18	102

## (ウ) 育児短時間勤務承認期間

	育児短時間勤務承認期間				
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	合計
男性職員					
女性職員		6	4	54	64
計		6	4	54	64

## (6) 介護休暇の取得状況 (平成21年度)

(単位：人)

	介護休暇 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)							
		計	配偶者	父母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
男性職員	9	9	2	5	1			1	
女性職員	26	26	2	12	7	5			
計	35	35	4	17	8	5		1	

(単位：人)

	休暇の取得形式				介護を要した期間						
	計	全日型 中心	時間型 中心	その他	計	1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
男性職員	9	8	1		9	3	2	1	1		2
女性職員	26	24	2		26	5	4	6	3		8
計	35	32	3		35	8	6	7	4		10

(注) 「全日型中心」とは、主に1日単位の休暇を取得した者の数、「時間型中心」とは、主に時間単位の休暇を取得した者の数を計上したものです。

#### 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

##### (1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
		1	1	861	823			862	824		

##### (2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)												
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)			1	1	859	817			860	818		
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)												
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)												
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)					2	5			2	5		
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)						1				1		
合計			1	1	861	823			862	824		
法第28条第4項により失職した者												

(注) 1 休職処分者数は、処分件数に着目して計上したものであり、延べ数です。

2 法とは、地方公務員法をいいます(以下同じ。)

##### (3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
29	16	23	10	5	11	12	15	69	52

##### (4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区 分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度	平成20年度	平成21年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	21	12	13	7	3	4	9	9	46	32
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	5		7	1	1	0	1	1	13	2
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	3	4	3	2	1	7	3	5	10	18
合計	29	16	23	10	5	11	12	15	69	52



5 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じた基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業等の従事制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定しています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

○埼玉県職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出に関する留意事項、関係業者等との接触に関する禁止事項などを具体的に定めたものです。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 平成21年度に行った取組

任命権者	取組内容
知事等及び教育委員会 (事務局職員)	「倫理推進員研修会」 年度当初5月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「所属長会議等」 適宜、所属長会議を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会（教員）	校長会議等の各種会議での指示や通知文の発出により、学校において職員会議等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した（県立学校）
警察本部長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 警察学校における採用時教養及び各級課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施</li> <li>・ 各所属における職場教養において、職務倫理（サービスを含む）に関する機会教養を実施</li> <li>・ 職務倫理（サービスを含む）に関する想定課題を職員に示し、グループ討議を実施</li> </ul>

イ 職員への周知の状況

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、電子メール	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除については、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限

営利企業等の従事制限とは、「職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない。」（地方公務員法第38条）とするもので、営利企業への従事については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（平成21年4月1日～平成22年3月31日）

任命権者	許可件数	主な許可事例
知事等	1,424	大学等の非常勤講師、団体の試験委員、柔剣道の術科審判員
教育委員会	2,331	
警察本部長	149	
計	3,904	

## 6 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

### (1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	平成21年度県職員研修実施計画（教員を除く。）
教育委員会	平成21年度教職員研修計画（教員）
警察本部長	平成21年度埼玉県警察教養計画

### (2) 職員研修の実施状況

#### <知事等及び教育委員会（教員を除く。）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階層別研修	職務遂行上必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 10コース 65回	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～6日	2,138人
選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望制の研修 28コース 69回	希望する職員など	自治人材開発センターほか	0.5～4日	1,809人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 8コース 10回	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1～6日	400人

※ 他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

#### <教育委員会（教員）>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職としての必要な知識及び技能等を習得するための研修 21講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	5～25日	3,124人
特定研修	特定の職務に関する専門的知識・技能、教育課題等に関する研修 23講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1～10日	1,804人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の習得を目指す研修 46講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～7日	2,459人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	799人

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

#### <警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期間	参加者数
階級別任用科	職務遂行上必要な基本的知識及び技能を習得させるため、職務の階級別区分に従い実施する研修 5課程 25回	それぞれ職務の階級別区分に該当する職員	警察学校	2週間～10か月	1,403人
部門別任用科	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する部門別の研修 4課程 5回	それぞれの部門に該当する職員	警察学校	2週間～4週間	165人
専科	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を習得させるために実施する研修 27課程 42回	それぞれの部門に該当する職員	警察学校	3日～4週間	1,238人

講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識を周得させるために実施する研修 171課程929回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5～60日	22,833人
----	---	----------------	--------	---------	---------

※ 他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

(3) 勤務成績の評定の概要

<知事等及び教育委員会（事務局職員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> <li>①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用）</li> <li>②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定</li> </ul> </li> <li>・能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価</li> </ul>																																																												
対象職員	一般職の職員																																																												
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実績評価 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日</li> <li>・能力評価 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間）</li> </ul>																																																												
評価の基準	<p>○主幹級以上の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績評価（最終評価）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>(Sは実績が極めて良好な場合)</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力評価（最終評価）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> <p>○主査級以下の職員</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実績評価（最終評価）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>s</td> <td>職位に期待される役割を大きく上まわる</td> </tr> <tr> <td>a</td> <td>職位に期待される役割をやや上まわる</td> </tr> <tr> <td>b</td> <td>職位に期待される役割をあげている</td> </tr> <tr> <td>c</td> <td>職位に期待される役割をやや下まわる</td> </tr> <tr> <td>d</td> <td>職位に期待される役割を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力評価（最終評価）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table>					評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる	評語	内容	s	職位に期待される役割を大きく上まわる	a	職位に期待される役割をやや上まわる	b	職位に期待される役割をあげている	c	職位に期待される役割をやや下まわる	d	職位に期待される役割を大きく下まわる	評語	内容	S	職位における期待水準を大きく上まわる	A	職位における期待水準を上まわる	B	職位における期待水準である	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																																																											
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																																																											
A	(Sは実績が極めて良好な場合)	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																																																											
B	実績が良好である	分布制限なし																																																											
C	実績がやや良好でない																																																												
D	実績が良好でない																																																												
評語	内容	分布制限																																																											
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																																																											
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																																																											
B	職位における期待水準である	分布制限なし																																																											
C	職位における期待水準を下まわる																																																												
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																																												
評語	内容																																																												
s	職位に期待される役割を大きく上まわる																																																												
a	職位に期待される役割をやや上まわる																																																												
b	職位に期待される役割をあげている																																																												
c	職位に期待される役割をやや下まわる																																																												
d	職位に期待される役割を大きく下まわる																																																												
評語	内容																																																												
S	職位における期待水準を大きく上まわる																																																												
A	職位における期待水準を上まわる																																																												
B	職位における期待水準である																																																												
C	職位における期待水準を下まわる																																																												
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																																												
評価結果等の活用	評価結果を、昇任昇格や人事異動の参考資料とするとともに、能力開発に活用している。加えて、評価結果を課所長級以上の職員の給与に反映させている。																																																												
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																																												

<教育委員会（教員）>

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 目標による管理の手法の導入（実績評価）</li> <li>・ 能力、意欲等の評価の実施（行動プロセス評価）</li> <li>・ 複数の評価者による評価</li> <li>・ 評価結果のフィードバック</li> <li>・ 評価結果の活用（人材育成、人事管理等）</li> <li>・ 評価者の研修の充実、苦情相談窓口の設置</li> </ul>										
対象職員	・ すべての職員（埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。）										
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 基準日：2月1日</li> <li>・ 評価期間：基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで</li> </ul>										
評価の基準	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">評価</th> <th style="width: 90%;">内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容										
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている。										
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである										
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である										
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている										
評価結果等の活用	教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。										
その他	評価者研修会を実施（教育委員会主催）										

<警察本部長>

評価制度の概要	<p>勤務評定は、実績評定及び能力等評定の区分により実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 実績評定 所掌する業務に対する成果及びその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。 なお、課長補佐級以上の職員にあっては、目標設定方式により評価する。</li> <li>2 能力評定 職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</li> </ol>
対象職員	所属長級以上の職員並びに採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員
評定期間等	<p>実績評定及び能力評定</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 評定日：12月1日</li> <li>(2) 評定期間：12月1日 ～ 翌11月30日</li> </ol>
評価の基準	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 D：やや劣る～劣る E：大きく劣る</li> <li>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</li> </ol>
評価結果等の活用	評定結果を人事管理等に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力のある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。
その他	勤務評定の公平性を認識させるため、評定者に対する指導及び教養を実施した。

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

### (1) 厚生制度

#### <知事等>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成21年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 3,695人	全 員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,428人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 5,198人	30歳及び35歳以上の 希望者		○	○
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 356人	36、46、51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 2,610人	全員(一部35歳及 び40歳以上)	○	○	
元 気 回 復	スポーツ大会	バレーボール外 1,720人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 22,328人	全 員		○	
	その他	体育文化活動の促進 19件	該当団体		○	
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 334人	45歳以上の 希望者	○		

(注) 共済とは「地方職員共済組合埼玉県支部」を、互助会とは「埼玉県職員互助会」をいいます。

#### <教育委員会>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成21年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健診(教育局)	胸部X線、尿・血液検査等 383人	全 員	○		
	定期健診(県立学校)	尿・血液検査等 7,473人	全 員	○		
	結核健診(県立学校)	胸部X線 7,323人	全 員	○		
	がん検診	胃 3,216人	35歳以上の希望者等	○		
	人間ドック	1泊ドック等、1回ドック、脳ドック 28,889人	希望者		○	○
元 気 回 復	歩いて健康づくり事業	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 47,077件	全 員		○	○
そ の 他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 3,044人	40歳以上の 希望者	○	○	○

(注) 共済とは「公立学校共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県教職員互助会」をいいます。

#### <警察本部長>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成21年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	定期健康診断	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 4,251人	全 員	○	○	
	人間ドック	視力、聴力、胸部エックス線撮影、血液検査、尿検査等 7,256人	希望者		○	○
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA、視力、聴力、胸部エックス線撮影、 血液検査、尿検査等 471人	希望者		○	○

元気回復	アフターファイブ セレクション	スポーツ、文化、健康管理の分野選択 10,347人	希望者			○
その他	ライフプラン	年代別のセミナーの開催 948人	該当者	○		
	各種厚生事業	各種保健事業	該当者	○	○	

(注) 共済とは「警察共済組合埼玉支部」を、互助会とは「(財)埼玉県警察職員福利厚生会」をいいます。

(2) 共済制度

<知事等>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成21年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費 その他(出産費等) 236,915件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 1,821件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 1件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金等一部負担金払戻金 2,500件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 635件	該当者		○	

<教育委員会>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成21年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費等 810,393件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 6,401件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 2件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金等 10,416件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 1,483件	該当者		○	

<警察本部長>

区分	事業名	内 容 件数等の実績(平成21年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 279,893件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 910件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 0件	該当者		○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 3,315件	該当者		○	
長期給付 (年金)	共済年金の進達	退職共済年金等 680件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数（平成21年度）（単位：件）

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	32	6	38
教育委員会	328	41	369
警察本部長	198	7	205
計	558	54	612



## 第2 人事委員会の業務の状況

### 1 職員の競争試験及び選考の状況（平成21年度）

#### （1）採用試験の実施状況（平成21年度）

##### ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加内の年齢は平成21年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年4月2日～昭和63年4月1日に生まれた人（21歳～27歳）</li> <li>昭和63年4月2日以降に生まれた人で、平成22年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人</li> <li>福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成22年3月31日までに資格取得見込みの人</li> </ul>	第1次試験日 平成21年6月28日  第2次試験日 平成21年7月13日 ～8月7日	第1次合格発表日 平成21年7月7日  最終合格発表日 平成21年8月27日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答2時間 専門試験 択一式40問 （一般行政、警察 事務は50問出題 （選択解答制） 40問解答2時間  第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団討 論、適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	総合土木				
	建築				
	化学				
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答2時間  第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団討 論、適性検査
免許資格職職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和54年4月2日～昭和62年4月1日に生まれた人（22歳～29歳）で、薬剤師免許を有する人又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの人</li> <li>昭和62年4月2日以降に生まれた人で、平成22年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの人</li> </ul>			第1次試験 教養試験 択一式50問出題 （選択解答制） 40問解答2時間  第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、集団討 論、適性検査
	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和54年4月2日～昭和61年4月1日に生まれた人（23歳～29歳）で、獣医師免許を有する人又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの人</li> <li>昭和61年4月2日以降に生まれた人で、平成22年3月までに大学卒業（見込み）又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの人</li> </ul>			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年4月2日～平成元年4月1日に生まれた人（20歳～27歳）で、保健師免許を有する人又は平成22年春季の国家試験で取得見込みの人</li> </ul>			
	栄養士	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和56年4月2日～平成2年4月1日に生まれた人（19歳～27歳）で、栄養士免許を有する人又は平成22年3月31日までに取得見込みの人</li> </ul>			
職員採用 初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> <li>昭和63年4月2日～平成4年4月1日に</li> </ul>	第1次試験日 平成21年9月27日  第2次試験日 平成21年10月15日 ～10月29日	第1次合格発表日 平成21年10月7日  最終合格発表日 平成21年11月26日	第1次試験 教養試験 択一式50問2時間 専門試験（栄養士） 択一式40問2時間  第2次試験

警察事務職員採用初級試験 市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験		生まれた人(17歳~20歳)			論(作)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、適性検査
民間企業等 職務経験者職員 採用試験	一般行政	・昭和25年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年以上有する人 ② 短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。)を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人 ③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人	第1次試験日 平成21年9月27日 第2次試験日 平成21年10月31日 第3次試験 平成21年11月28日	第1次合格発表日 平成21年10月20日 第2次合格発表日 平成21年11月17日 最終合格発表日 平成21年12月10日	第1次試験 教養試験 択一式40問2時間 論文試験 I 1題 75分 第2次試験 論文試験 II 1題 75分 人物試験 I 個別面接、適性検査 第3次試験 人物試験 II 個別面接
警察官(巡査) 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和54年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成22年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成21年5月10日 第2次試験日 平成21年6月6日 ~7月28日	第1次合格発表日 平成21年6月2日 最終合格発表日 平成21年8月18日	第1次試験 教養試験 択一式50問2時間 論(作)文試験 1題 60分 第2次試験 人物試験 個別面接、集団討論、適性検査 身体検査 体力検査  (国際捜査 I類 第1次試験 専門試験 I 記述式 90分 論文試験 1題 60分 第2次試験 専門試験 II 口述式 人物試験 個別面接、集団討論、適性検査 身体検査 体力検査)
	II類	・昭和54年4月2日~平成2年4月1日に生まれた人(19歳~29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る)を卒業した人又は平成22年3月までに卒業見込みの人等			
	III類	・昭和54年4月2日~平成3年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人(18歳~29歳)			
	国際捜査 I類	・前記 I類の受験資格を有する人で語学力(受験言語)堪能な人			
	武道・体育指導 I類	・前記 I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査) 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和54年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成22年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成21年9月20日 第2次試験日 平成21年10月17日 ~12月1日	第1次合格発表日 平成21年10月14日 最終合格発表日 平成21年12月21日	
	II類	・昭和54年4月2日~平成2年4月1日に生まれた人(19歳~29歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は平成22年3月までに卒業見込みの人等			
	III類	・昭和54年4月2日~平成4年4月1日に生まれた人で、I類、II類に該当しない人(17歳~29歳)			

	武道・体育指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上（大学卒業見込みの人に限り3段を含む。）の人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅰ類	・昭和54年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは平成22年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 平成21年5月中旬 ～9月下旬	第1次合格発表日 平成21年7月中旬 ～11月中旬	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅲ類	・昭和54年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類に該当しない人（17歳～29歳）	第2次試験日 平成21年8月上旬 ～12月上旬	最終合格発表日 平成21年12月21日 平成22年1月15日	

## イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験	一般行政	人 55	人 1,554	人 1,000	人 212	人 173	人 73	倍 13.7
	福祉	13	106	88	45	43	15	5.9
	心理	3	64	49	16	16	4	12.3
	設備	16	108	83	52	46	16	5.2
	総合土木	13	82	57	43	39	13	4.4
	建築	8	69	55	35	28	12	4.6
	化学	9	120	83	36	33	11	7.5
警察事務職員採用上級試験		28	490	346	124	111	34	10.2
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		42	656	510	144	127	54	9.4
免許資格職職員採用試験	薬剤師	8	82	61	33	29	11	5.5
	獣医師	5	31	23	16	9	4	5.8
	保健師	3	30	25	16	13	4	6.3
	栄養士	22	278	233	69	65	36	6.5
職員採用初級試験	一般事務	9	197	161	50	36	18	8.9
警察事務職員採用初級試験		6	132	104	26	24	6	17.3
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		13	136	113	55	44	18	6.3
民間企業等職務経験者職員採用試験	一般行政	2	485	300	18	16	5	150.0
※						4	2	
職員採用試験	計	255	4,620	3,291	990	840	331	9.9

※ 上段は2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
警察官男性	Ⅰ類	人 270	人 3,894	人 2,762	人 1,347	人 1,138	人 398	倍 6.9
警察官男性	Ⅱ類	26	1,088	735	121	94	28	26.3
警察官男性	Ⅲ類	117	1,624	1,087	593	528	153	7.1
警察官女性	Ⅰ類	23	774	515	111	93	36	14.3
警察官女性	Ⅱ類	8	353	234	45	34	7	33.4
警察官女性	Ⅲ類	11	398	229	56	47	14	16.4
国際捜査	Ⅰ類	6	20	18	5	4	1	18.0
武道・体育指導	Ⅰ類	4	7	6	6	6	4	1.5
県外募集	Ⅰ類	35	1,013	837	171	130	32	26.2
県外募集	Ⅲ類	30	1,038	796	179	144	41	19.4
警察官採用試験	計	530	10,209	7,219	2,634	2,218	714	10.1

(2) 採用選考の実施状況（平成21年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	78	78
定例選考 ※2	209	136
身体障害者選考	10	1

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。

※2 定例選考の対象の職は、理学療法士、精神保健福祉指導職などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格（カッコ内の年齢は平成21年4月1日現在）	選考日程	合格発表日	選考方法
医療従事職員（看護師）選考	人 166	人 115	倍 1.4	・昭和25年4月2日以降に生まれた人で、看護師免許を有する人又は平成21年度の試験で取得見込みの人	平成21年9月5日	平成21年10月7日	作文試験 1題 1時間 適性試験 人物試験 個別面接

※看護師については、平成21年6月20日及び平成22年1月23日にも選考を実施した。

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格（カッコ内の年齢は平成21年4月1日現在）	選考日程	合格発表日	選考方法
身体障害者を対象とした選考	人 10	人 1	倍 10.0	・昭和54年4月2日～平成4年4月1日に生まれた人（17歳～29歳） ・身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～4級の人 ・自力通勤が可能で、かつ介護者なしに週38時間45分の職務遂行が可能な人 ・原則として、平成21年9月18日現在、埼玉県内に住所を有し、引き続き県内に住所を有する人	第1次選考 平成21年10月18日 第2次選考 平成21年11月19日	1次合格発表日 平成21年11月10日 最終合格発表 平成21年12月18日	1次選考 教養試験 択一式40問 2時間 作文試験 1題 1時間 人物試験 個別面接 2次選考 身体検査 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況（平成21年度）

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	1,076 <sup>人</sup>	1,063 <sup>人</sup>	288 <sup>人</sup>	284 <sup>人</sup>	116 <sup>人</sup>	114 <sup>人</sup>	73 <sup>人</sup>	14.6 <sup>倍</sup>
警部補	1,963	1,955	441	439	254	254	206	9.5
巡查部長	2,627	2,611	593	588	444	442	395	6.6

(4) 昇任選考の実施状況（平成21年度）

（単位：人）

職	被選考者数	合格者数
部長級	16	16
副部長級	37	37
課長級	91	91
副課長級	113	113
主幹級	205	205
主査級	516	516
警部	16	16
警部補	28	28
巡查部長	47	47

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/c
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	523 <sup>人</sup>	395 <sup>人</sup>	63 <sup>人</sup>	102 <sup>人</sup>	55 <sup>人</sup>	9.0 <sup>倍</sup>

## 2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

平成21年5月15日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の期末手当等について報告及び勧告を行った。

- 1 特例措置  
平成21年6月期の期末・勤勉手当の支給月数を△0.20月分暫定的に凍結する。  
(支給月数：2.15月→1.95月)
- 2 凍結分に相当する期末・勤勉手当の取扱い  
凍結分に相当する期末・勤勉手当の取扱いについては、職種別民間給与実態調査の結果を踏まえ、必要な措置を勧告

平成21年9月15日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対し、次のとおり、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

- 1 公民給与較差に基づく給与改定  
給与改定の内容  
ア 給料表 初任給を中心とした若年層及び医療職給料表(1)を除き、引下げ改定  
イ 期末・勤勉手当 民間の支給割合に見合うよう、0.35月分引き下げ、4.15月分とする。  
ウ 実施時期 平成21年11月1日から実施
- 2 給与構造の見直し
  - ① 住居手当  
ア 自宅に係る住居手当の廃止  
イ 平成22年4月1日から実施
  - ② 地域手当  
ア 国に時期を合わせて制度完成(6.5%→7%)  
イ 平成22年4月1日から実施
  - ③ 勤務実績の給与への反映  
勤務実績の給与への反映に当たっては、職員の勤務実績等の的確な把握、これに基づく的確な反映など、引き続き、制度の適切な運用を図っていくことが必要
  - ④ 教育職員の給与  
国の方針に沿って見直すことが適当
  - ⑤ その他  
職務・職責に応じた給与制度の徹底について、引き続き、制度の適切な運用に努めていくことが必要
- 3 労働基準法の改正  
ア 労働基準法の改正を踏まえ、時間外労働の割増賃金率の引上げ等について、所要の措置を講ずる。  
イ 平成22年4月1日から実施

## 3 勤務条件に関する措置の要求の状況

- (1) 平成21年度中に処理したもの  
なし
- (2) 継続中のもの  
なし

#### 4 不利益処分に関する不服申立ての状況

##### (1) 平成21年度中に処理したもの

(平成22年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受付年月日	受理年月日	審理状況	審理の結果	備考
人事評価における判定取消請求			「人事評価d」という人事評価を強行したのは不当な差別であり、給与や身分における不当な処遇の格差を受け、不利益を被るのは苦痛である。	21. 5. 14	—	—	21. 6. 26 却下 (不利益処分非該当)	
人事評価に基づく昇給停止取消請求			人事評価に基づいて現実に給与で差別的な格差や不利益が生じる処分を受け、更に一方的な人事異動通知書を渡された。	21. 6. 3	—	—	21. 6. 26 却下 (不利益処分非該当)	
人事評価に基づく昇給停止及び人事異動通知書による減給処分取消請求			不当な人事評価に基づく昇給停止、「人事異動通知書」による減給処分という不利益を強いられた。	21. 12. 28	—	—	22. 1. 21 却下 (不利益処分非該当)	
昭和49年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	減給	大幅賃金引上げ等を要求して行った統一行動に際しストライキを行ったことは、労働基本権を行使した正当かつ当然な行動である。	昭49. 5. 7	昭49. 5. 22	準備手続4回	21. 9. 30 棄却	

処理 計4事案4件

##### (2) 係属中のもの

(平成22年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	不服理由の概要	受付年月日	受理年月日	審理状況	審理の結果	備考
昭和60年以前12事案	埼玉県教育委員会	停職 減給 戒告	一斉休暇闘争に際しストライキを行ったことは、労働基本権を行使した正当かつ当然な行動である等。	昭35. 1. 12 外	昭35. 1. 25 外	準備手続1回 口頭審理68回外	係属中 139件	
平成20年(不)第2号事案	知事	停職	処分対象となった事実と誤認と誇張がある等。	20. 11. 10	20. 11. 25	—	係属中	
平成21年(不)第1及び第2号事案	埼玉県教育委員会	戒告	教職員人事評価制度は、教師を権力によって一般行政組織の枠に閉じこめてしまうものであり、許されないものである。	21. 1. 16	21. 2. 3	—	係属中	審査併合
			教職員人事評価制度が、総人件費切り下げを目的としており、労働条件の不利益変更である。評価を通して思想、信条の自由をも侵す危険性があり違憲である等。	21. 4. 20	21. 4. 23	—	係属中	
平成22年(不)第1号事案	埼玉県教育委員会	減給	教職員人事評価制度は、教師を権力によって一般行政組織の枠に閉じこめてしまうものであり、許されないものである。	21. 12. 28	22. 1. 12	—	係属中	

係属中 計15事案143件

## 告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十月十五日

二 特定非営利活動法人の名称

（変更前） 特定非営利活動法人オンリーワン

（変更後） 特定非営利活動法人香典葬ひろめ隊

三 代表者の氏名

武笠 文吉

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市緑区大字三室二二三―九

五 定款に記載された目的

この法人は、障害のある人達に対し、職業訓練等を行い、就労支援・雇用の創出することを目的とする。



## 告 示

埼玉県告示第千三百九十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する介護機関として、次の者を指定した。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	所 在 地	開 設 者 名	サービスの種類	指定年月日
戸田市立医療保健センター	戸田市美女木4-20-1	戸 田 市	訪問リハビリテーション	平成22年10月1日
			介護予防訪問リハビリテーション	平成22年10月1日
在宅介護センター みなみ	川口市上青木西5-8-18	有 限 会 社 梅 田	居宅介護支援	平成22年9月22日
もしもし薬局	鶴ヶ島市富士見1-8-20 サンハイツ若葉102	合資会社エムファーマ	介護予防居宅療養管理指導	平成22年7月1日
ウエルシア薬局 東川口店	川口市東川口4-21-6	ウエルシア関東株式会社	居宅療養管理指導	平成22年9月10日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年9月10日
デイサービス むくもり	川口市小谷場77-4	株式会社T.Sコ-ポレーション	通所介護	平成22年9月1日
さわべ歯科クリニック	深谷市戸森126	澤 邊 英 三 郎	居宅療養管理指導	平成22年9月1日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年9月1日
けせらせら	春日部市小淵1377-3	合同会社けせらせら	居宅介護支援	平成22年10月1日
リハビリデイサービス nagomi 越谷店	越谷市花田6-4-10	株式会社ピーアールピー	通所介護	平成22年9月1日
			介護予防通所介護	平成22年9月1日
いきいきステーション	久喜市青葉4-3-3	特定非営利活動法人ほほえみネット	通所介護	平成22年9月1日
			介護予防通所介護	平成22年4月1日
久喜市社協訪問介護事業所	久喜市青毛153-1(ふれあいセンター久喜内)	社会福祉法人久喜市社会福祉協議会	訪問介護	平成22年7月1日
			介護予防訪問介護	平成22年7月1日
デイサービス こすもす	北葛飾郡杉戸町杉戸3000-167	合 同 会 社 秋 桜	通所介護	平成22年9月1日
			介護予防通所介護	平成22年9月1日
リハビリデイサービス リライト	三郷市新和1-210ベルメゾン中央102	合同会社ナチュラルケア	通所介護	平成22年10月1日
			介護予防通所介護	平成22年10月1日
あかね雲 吹上苑	鴻巣市吹上本町5-5-2	社会福祉法人えがりて	通所介護	平成22年10月1日
			介護予防通所介護	平成22年10月1日

			居宅介護支援	平成22年10月1日
さくら介護ステーション上尾	上尾市向山2-17-3 日建シエトリ2201	株式会社アークバレー	訪問介護	平成22年7月1日
			介護予防訪問介護	平成22年7月1日
マリ子の家 デイサービスセンター	鴻巣市宮地5-14-14	株式会社ファミリー	通所介護	平成22年9月1日
			介護予防通所介護	平成22年9月1日
にりん草	戸田市新曽2133-1	株式会社 あいケア	通所介護	平成22年9月1日
			介護予防通所介護	平成22年9月1日
デイサービス 心音	熊谷市肥塚553-13	エテルネル株式会社	通所介護	平成22年9月1日
デイポイント憩	朝霞市本町1-38-38	株式会社大暉	通所介護	平成22年9月13日
			介護予防通所介護	平成22年9月13日
ケアポイント憩	朝霞市本町1-38-38	株式会社大暉	居宅介護支援	平成22年9月13日
介護24 ハッピーふじみの	ふじみ野市駒西1-10-13	介護24合同会社	訪問介護	平成22年9月9日
			介護予防訪問介護	平成22年9月9日
アシストケアサービス	羽生市中央3-2-23	有限会社アシストハウス	福祉用具貸与	平成22年10月1日
			特定福祉用具販売	平成22年10月1日
			特定介護予防福祉用具販売	平成22年10月1日
			介護予防福祉用具貸与	平成22年10月1日
居宅介護支援事業所ありんこ	坂戸市三光町30-10	NPO法人ケアピーぷる	居宅介護支援	平成22年9月1日
介護24 さくら	吉川市加藤821-1	介護24合同会社	訪問介護	平成22年9月1日
			介護予防訪問介護	平成22年9月1日
株式会社 熊谷市薬剤師会 会昌薬局佐谷田店	熊谷市佐谷田3800-2	株式会社 熊谷市薬剤師会	居宅療養管理指導	平成22年10月5日
			介護予防居宅療養管理指導	平成22年10月5日
株式会社 熊谷市薬剤師会 会昌薬局石原店	熊谷市石原3-231	株式会社 熊谷市薬剤師会	居宅療養管理指導	平成22年10月8日



## 告 示

埼玉県告示第千三百九十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり変更の届出があつた。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

名 称	変更事項	変 更 前	変 更 後	サービスの種類
ケアセンターきょうどう	名称	指定居宅介護支援事業所 ケアセンターきょうどう	ケアセンターきょうどう	居宅介護支援
	所在地	川口市木曾呂1265	川口市木曾呂1317	居宅介護支援
ケアセンターふくしのまち春日部	名称	株式会社 福祉の街 庄和営業所	ケアセンターふくしのまち春日部	特定介護予防福祉用具販売
				訪問介護
				居宅介護支援
				福祉用具貸与
				介護予防訪問介護
				特定福祉用具販売
	所在地	春日部市西金野井324-96	春日部市金崎982-1	特定介護予防福祉用具販売
				訪問介護
				居宅介護支援
				福祉用具貸与
				特定福祉用具販売
				介護予防訪問介護
訪問看護ステーション虹	所在地	川口市木曾呂1265	川口市木曾呂1317	介護予防訪問看護
				訪問看護
ヘルパーステーションいぶき	所在地	川口市木曾呂1265	川口市木曾呂1317	介護予防訪問介護
				訪問介護
居宅介護支援センターにしざわ	所在地	川口市大字安行領根岸2079-1カムハイツ301	川口市大字安行原2364	居宅介護支援
訪問介護サービス アン・インプレッション	所在地	春日部市小湊578-3	春日部市小湊1116-15	介護予防訪問介護
				訪問介護
居宅介護支援事業所 アン・インプレッション	所在地	春日部市小湊578-3	春日部市小湊1116-15	居宅介護支援

ケアセンターみずき	所在地	川口市木曾呂 1 2 6 5	川口市木曾呂 1 3 1 7	居宅介護支援
アースサポート熊谷	名称	アースサポート株式会社 熊谷在宅サービスセンター	アースサポート熊谷	訪問入浴介護
				介護予防訪問入浴介護

## 告 示

埼玉県告示第千三百九十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を含む。）から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



名 称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	廃 止 年 月 日
岡 崎 病 院	川 口 市 上 青 木 4 - 2 - 6	短 期 入 所 療 養 介 護	平 成 22 年 8 月 31 日
		居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 8 月 31 日
		介 護 療 養 型 医 療 施 設	平 成 22 年 8 月 31 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 8 月 31 日
フ ラ ワ ー 歯 科 医 院	鴻 巣 市 本 町 5 - 1 - 5	居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 9 月 1 日
		介 護 予 防 居 宅 療 養 管 理 指 導	平 成 22 年 9 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第千三百九十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による指定医療機関及び指定施術者から、次のとおり廃止の届出があつた。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
森 田 眼 科	川 口 市 並 木 3 - 1 4 - 1 4	平 成 22 年 8 月 31 日
ニ コ ニ コ 薬 局 赤 山 店	越 谷 市 赤 山 町 2 - 6 3 - 1	平 成 22 年 5 月 24 日
な つ く り ニ ッ ク	越 谷 市 七 左 町 8 - 2 1 8 - 4	平 成 22 年 7 月 31 日
み か り ば 小 幡 歯 科 医 院	狭 山 市 入 間 川 1 4 3 2 - 1	平 成 22 年 8 月 31 日
岡 崎 病 院	川 口 市 上 青 木 4 - 2 - 6	平 成 22 年 8 月 31 日
寿 康 会 ク リ ニ ッ ク	川 口 市 西 青 木 2 - 1 1 - 4 ペ ル レ ハ イ ム 2 0 3 号	平 成 22 年 8 月 31 日
フ ラ ワ ー 歯 科 医 院	鴻 巣 市 本 町 5 - 1 - 5	平 成 22 年 9 月 1 日
エ ン ゼ ル 歯 科 医 院	狭 山 市 富 士 見 1 - 1 - 7 丸 喜 ス ト ア - 2 F	平 成 22 年 9 月 1 日
久 我 ク リ ニ ッ ク	所 沢 市 東 町 1 2 - 3 8	平 成 22 年 10 月 1 日
か し あ い 薬 局	深 谷 市 人 見 1 9 8 2	平 成 22 年 8 月 31 日
鎗 田 歯 科 医 院	羽 生 市 上 新 郷 5 5 5 5	平 成 22 年 7 月 4 日
小 幡 歯 科 医 院	狭 山 市 狭 山 台 3 - 1 3 - 1	平 成 22 年 8 月 10 日
石 井 歯 科 医 院	本 庄 市 北 堀 字 久 下 塚 1 3 0 3 - 4	平 成 22 年 9 月 4 日
岡 田 医 院	越 谷 市 大 沢 1 1 4 0 - 1	平 成 22 年 9 月 13 日
有 限 会 社 ヤ ギ サ キ 薬 局	春 日 部 市 中 央 3 - 2 0 - 3 7	平 成 20 年 5 月 7 日
森 歯 科 診 療 所	熊 谷 市 鎌 倉 町 3 0	平 成 22 年 6 月 30 日
渡 邊 ク リ ニ ッ ク 朝 霞	朝 霞 市 本 町 2 - 1 2 - 2 0 丸 徳 ビ ル 2 階	平 成 22 年 5 月 1 日
引 間 歯 科 医 院	富 士 見 市 勝 瀬 1 6 1 9 - 7	平 成 22 年 8 月 31 日
医 療 法 人 緑 志 会 第 二 郡 山 歯 科 医 院	川 口 市 芝 新 町 4 - 3 第 3 本 多 ビ ル 2 F	平 成 22 年 3 月 31 日
入 間 川 ハ ー ト 薬 局	狭 山 市 富 士 見 1 - 7 - 5	平 成 22 年 8 月 28 日

二 指定施術者

氏名	住所	施 術 所		廃 止 年 月 日
		名 称	所 在 地	
角 田 雅 人		た から 針 灸 整 骨 院	戸 田 市 新 曽 2 0 0 2 - 1 2 市 裕 ビ ル 1 F	平 成 22 年 9 月 30 日
立 花 要		お お ざ と 整 骨 院	越 谷 市 大 里 4 1 - 6	平 成 22 年 9 月 1 日
高 司 博 基		高 司 接 骨 院	東 京 都 板 橋 区 清 水 町 3 8 - 1 1	平 成 22 年 9 月 1 日

## 告 示

埼玉県告示第千三百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条（同法第五十五条において準用する場合を含む。）の規定による医療支援給付のための医療を担当する医療機関又は施術を担当する施術者として、次の者を指定した。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 指定医療機関

名称	開設者	所在地	指定年月日
耳鼻咽喉科みどりクリニック	医療法人社団 新晴会	狭山市入間川1-3-2 スカイテラス301-A	平成22年10月1日
アイクリニック佐藤医院	佐藤 末 隆	鶴ヶ島市上広谷669-1	平成22年9月1日
やまぐち内科クリニック	山口 喜 移	越谷市東越谷9-130-1	平成22年10月1日
シティタワーわらび皮膚科	川 口 順 啓	蕨市中央1-7-1 シティタワー蕨101	平成22年9月1日
上青木中央病院	岡 崎 俊 哉	川口市上青木4-2-6	平成22年9月1日
ダイアン・いに皮ふ科クリニック	林 圭 子	川口市前川1-1-11 イオンモール川口キャラ2階	平成22年9月1日
渡邊クリニック朝霞	渡 邊 諄 二	朝霞市仲町2-2-44 パールウインク4-B	平成22年5月1日
おかだこどもの森クリニック	岡 田 邦 之	春日部市藤塚1225	平成22年10月1日
松原医院	松原 克彦	行田市長野1-31-10	平成22年9月1日
水上レディースクリニック	水 上 天 順	草加市新栄町484-1	平成22年10月1日
たにぐちファミリークリニック	谷 口 聡	三郷市仁蔵523	平成22年10月7日
森 歯 科 診 療 所	森 哲 也	熊谷市鎌倉町30	平成22年7月1日
石井歯科医院	石井 公 仁	本庄市北堀1280	平成22年9月5日
鎗田歯科医院	鎗田 瑛 紘	羽生市上新郷5555-2	平成22年7月5日
藤井歯科医院	医療法人 優希会	所沢市東所沢和田2-17-11 グランドウール東所沢1階	平成22年11月1日
第二郡山歯科医院	医療法人 緑志会	蕨市塚越2-10-16	平成22年5月1日
深代歯科医院	深代 眞 吾	越谷市弥十郎634	平成22年9月7日
医療法人社団彩明会 フラワー歯科医院	医療法人社団 彩明会	鴻巣市本町5-1-5	平成22年9月1日
吉田歯科クリニック	吉田 貴 司	川口市西川口1-2-8 マルミヤビル2F	平成22年10月1日
アルファデンタルクリニック	辻 川 慶 子	川口市朝日2-6-1	平成22年9月6日
みかりば小幡歯科医院	中 野 博 隆	狭山市狭山台3-13-1	平成22年9月1日
エンゼル歯科医院	井 上 昌 太	狭山市富士見1-1-7 丸喜ビル2F	平成22年9月1日
さわべ歯科クリニック	澤 邊 英 三 郎	深谷市戸森126	平成22年9月1日
ウエルシア薬局 東川口店	ウエルシア関東 株式会社	川口市東川口4-21-6	平成22年8月1日
ニコニコ薬局	渡 辺 希 王 子	越谷市赤山町1-198-1	平成22年5月24日
コスモ薬局 七左店	株式会社 コスモ調剤薬局	越谷市七左町2-295-2	平成22年9月1日
あ る も 薬 局	株式会社 Blooming Soul	越谷市東越谷9-128	平成22年10月1日
薬局マツモトキヨシ 行田長野店	株式会社 マツモトキヨシ	行田市長野1-49-24	平成22年9月1日

そよ風薬局 川島店	メディカルファーマシー 株式会社	比企郡川島町伊草 9 7 - 6	平成 22 年 10 月 1 日
鈴木薬局 春日部店	株式会社 鈴木薬局	春日部市藤塚 1 2 2 3	平成 22 年 10 月 1 日
薬局アポック 鴻巣店	株式会社 日本アポック	鴻巣市市ノ縄 2 8 - 4	平成 22 年 9 月 29 日
センター薬局 桶川店	有限会社 日本メディカル	桶川市下日出谷西 3 - 3 - 4	平成 22 年 9 月 15 日
かしあい薬局	株式会社 アステル	深谷市人見 1 9 8 2	平成 22 年 9 月 1 日
入間川ハート薬局	株式会社 ハートスリー	狭山市富士見 1 - 7 - 5	平成 22 年 8 月 29 日

## 二 指定施術者

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
二 木 聡		たから針灸整骨院	戸田市新曽2002-12 市ヶ谷ビル1F	平成 22 年 10 月 1 日
山 口 桜 実		おおみ接骨院	春日部市内牧 3 0 4 3 - 1 4	平成 22 年 9 月 16 日
田 部 井 夏 夫		げんき堂あさひ整骨院	伊勢崎市喜多町 5 4 - 1	平成 22 年 1 月 1 日
新 田 陽 介		に っ た 接 骨 院	志木市中宗岡 4 - 1 - 8	平成 22 年 8 月 12 日
中 島 豊 高		なかじま整骨院	所沢市山口1129-1 テルミハイム101	平成 22 年 9 月 17 日
下 岡 正 次		下岡鍼灸接骨院	川口市飯原町 1 3 - 7	平成 22 年 9 月 6 日
柴 田 雅 之		かわつる接骨院	川越市川鶴 2 - 1 2 - 1 - A - 3	平成 22 年 10 月 13 日
石 川 東 理		ヒノデ治療院	所沢市西所沢 2 - 8 - 1 8	平成 22 年 9 月 1 日
松 本 健		ヒノデ治療院	所沢市西所沢 2 - 8 - 1 8	平成 22 年 9 月 1 日
大 賀 文 博		ヒノデ治療院	所沢市西所沢 2 - 8 - 1 8	平成 22 年 9 月 1 日
抜 井 多 恵 子		漢方鍼灸院	志木市柏町 4 - 1 - 1 2	平成 22 年 9 月 21 日
抜 井 喜 子		漢方鍼灸院	志木市柏町 4 - 1 - 1 2	平成 22 年 9 月 21 日

# 告示

埼玉県告示第千四百号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上田清司

## 一 届出の概要等

### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）吉川市栄町計画

吉川市栄町七百九十七番一外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

株式会社ピーアンドディコンサルティング 代表取締役 溝口隆朗

さいたま市大宮区桜木町一丁目七番五号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ライフコーポレーション 代表取締役社長 岩崎高治

東京都中央区日本橋本町二丁目六番三号

コーナン商事株式会社 代表取締役 疋田耕造

大阪府堺市西区鳳東町四丁目四百一 一 外未定

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年六月二十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

八千五百平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 三八一台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 二四三台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 五八三平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 六八立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前七時から午後十時

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前七時から午後十時十五分（平面駐車場）  
午前七時から午後十時（屋上駐車場）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 三箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時（荷さばき施設一）

午前六時から午前九時（荷さばき施設二、三、四）

ト 届出年月日

平成二十二年十月二十日

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課



# 告 示

埼玉県告示第千四百一十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

## 一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ケーズデンキ幸手店

幸手市大字上高野字本村前八百二十八番外

ロ 大規模小売店舗の設置者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

大規模小売店舗の設置者

オリックス株式会社 代表執行役 梁瀬行雄

東京都港区浜松町二丁目四番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社ケーズホールディングス 代表取締役 加藤修一

茨城県水戸市柳町一丁目十三番二十号

ハ 大規模小売店舗の新設をする日

平成二十三年八月三十一日

ニ 大規模小売店舗の店舗面積の合計

二千九百七十七平方メートル

ホ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

駐車場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一三四台

駐輪場の位置及び収容台数

位置 図面省略 収容台数 一五〇台

荷さばき施設の位置及び面積

位置 図面省略 面積 七〇平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

位置 図面省略 容量 一五立法メートル

ヘ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

午前十時から午後九時（年間十日間は午前九時三十分から午後九時）

来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後九時三十分（年間十日間は午前九時から午後九時

三十分）

駐車場の自動車の出入口の数及び位置

位置 図面省略 出入口の数 四箇所

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前六時から午後十時

ト 届出年月日

平成二十二年十月二十一日

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県利根地域振興センター

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十三年三月一日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

## 告 示

埼玉県告示第千四百二二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

（一）交通安全対策について

市道一三九号線に接する出入口については、利用者車両による渋滞が生じないよう対策を講じること。また、商品搬入車両についても同じく市道に待機することなく、スムーズに施設内に進入できるように対策を講じること。

利用客の車両の店舗への出入りは、極力市道第一三九号線を避け、開発道路から出入りするよう、案内看板など適所に掲示すること。

交通整理員をすべての出入口（No.1出入口、搬出入用出入口、開発道路出入口等）に配置のこと。

とくに出入口No.1と開発道路出入口には常時複数の交通整理員を配置のこと。

（株）トステムビバ、（株）いなげやの二店舗の敷地に沿う市道第一三九号線と第一二六二号線に新設される歩道については、自転車利用客が多く見込まれることから、自転車と歩行者併用とし、歩行者と自転車用のカラー通行分離帯を設けること。

開店時の対策 開店後の二か月程度は多数の来客が見込まれることから、臨時駐車場を隣接の長谷工コーポレーション敷地内に設けるなど、開店当初の混乱を避けるよう対策を講じること。

（二）騒音・臭気等・放熱等の公害対策について

変電設備、大型室外機から出る騒音対策を講じられること。とくに、住宅街に近い場所に設置予定の変電設備は常時稼働されることから、この設備から生じる低周波音による健康被害が生じることのないよう、万全の防音対策を講じること。

店舗内及びごみ置き場等から放出される臭気に対して、外気に漏れることのないよう万全の対策を講じること。

地球温暖化対策と相まって、施設全体（駐車場も含む）からの温室効果ガス削減に努めること。拡散されるエネルギーなどデータの集積を行い、具体的な改善策に反映させるよう努めること。

（三）情報公開について

種々の環境問題（交通、騒音、臭気、消費エネルギー等）のデータの収集を行い、必要に応じて住民等からの情報公開請求にこたえること。

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十二年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

埼玉県告示第千四百三三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 一 意見の概要

#### イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）いなげや志木柏町店

志木市柏町一丁目九百三十番十四号

#### ロ 大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定によるその他の意見の概要

##### （一）富士見市道第五一三六号線の安全対策

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。

運転者に対して注意を喚起するため、看板・標識の設置を願いたい。

##### （二）周辺の交通安全対策

商業店舗来客者の車両が、周辺の住宅地に流入しないように、必要な箇所への標識、案内板の設置、来客者への周知及び誘導を行うなど、情報の提供と安全対策に努めていただきたい。

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。（再掲）

##### （三）児童生徒の安全確保

交通協議の際にも確認したが、児童・生徒の安全確保の観点から、工事関係車両及び荷捌き関係車両については、水谷中学校・水谷東小学校前の道路を使用しないよう指導願いたい。

小中学校児童・生徒の安全確保のため、みずほ幼稚園前交差点に交通誘導員の配置を願いたい。（再掲）

##### （四）地域商業等への配慮

万が一、退店、撤退となる場合には、時期やその後の対応策等について、可能な限り早期の情報提供を願いたい。

##### （五）地域環境対策

商業店舗来客者に対し、タバコの投げ捨てやゴミの投棄禁止等、マナー向上と近隣の美化環境に対する配慮への周知及び啓発に努めていただきたい。

二 縦覧期間

平成二十二年十月二十九日から平成二十二年十一月二十九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

## 告 示

### 埼玉県告示第千四百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定により、県営土地改良事業上里西部地区（経営体育成基盤整備事業）の換地計画に関し、次の従前の土地を非農用地区域内に換地する土地として指定した。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	上児 里玉 町郡	市町 村
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	勅使 河原	大字
同	同	原 耕地	同	同	五 明 塚	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	前 原 西	字
九九一	九九〇	九八九一	九八八一	九八七	九八五	九四六一	九四五	九四三	九四二	九四一一	九四〇一	九三八一	九三六一	九三二一	九一九一	九一七	九一五一	九一四一	九一二一	地番
畑	田	田	田	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	田	田	田	畑	地目
畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	用途
九七七	九四一	九三五	一一八九	一三〇〇	五一三	三六七	八四七	四九四	三〇六	三一	一三一四	一三六一	八七七	六二四	一四〇二	一一〇七	一五六二	一〇八二	六八一	地積 (平方メートル)



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇一三	一〇一一	一〇一〇—三	一〇一〇—二	一〇一〇—一	一〇〇六	一〇〇五	一〇〇四—四	一〇〇四—三	一〇〇四—二	一〇〇四—一	一〇〇二	一〇〇一	一〇〇〇	九九九	九九八	九九六—一	九九五—一	九九三	九九二—二	九九二—一
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
四二五	六七七	五二八	六〇三	七七八	六七	九五七	三九七	一〇二四	四八七	三二〇	七五七	八八九	二五七六	二九〇一	七八二	三一六	三八七	六八八	一三一七	四七九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	経塚	原耕地西	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二一八〇―一	二一七九	二一七八	二一七五	二一七四	二一七一―一	二一六九	二一六八	二一六一―一	二一五六―二	一〇三二	一〇三一	一〇三〇	一〇二九	一〇二七	一〇二〇―一	一〇一九	一〇一八	一〇一六	一〇一五	一〇一四
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
六七四	八一五	五七二	八八五	四〇〇	三三一	三四六	三五九	二九九	九八〇	六五六	一二〇七	六一六	七二五	五八八	三三四九	一〇八〇	一一五〇	一二九九	四二〇	四七四

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	五明	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	若宮	東猿見堂	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
八六六一一	八六〇一四	八六〇一一	四三九一二	二二一二	二一九七	二一九六一一	二一九五	二一九三	二一九一	二一九〇	二八九一二	二八九一一	二八八八	二八八七	二八八六	二八八五	二八八四	二八三一一	二八二二	二八一
田	田	田	山林	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
田	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
九七六	六五八	六三	五四	一〇九五	一一六	四九八	六九五	一五三	六一六	二九七	三八九	八一六	六四四	五八六	一一二七	一〇七〇	一〇〇	二九四	五〇八	二五九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	天神林	同	同	同	同	同
八八七	八八六	八八五	八八四―四	八八四―二	八八四―一	八八三	八八二	八八一	八七八	八七七	八七六	八七五	八七四	八七三―三	八七三―一	八六九―三	八六九―二	八六九―一	八六八	八六七
田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	田
田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	田	田	畑	畑	畑	畑	田
一一七三	三一四	一一一五	六二三	七三九	六八一	一六九	一三三三	一一七二	一二八	二一三一	一〇四六	一一三六	一四七二	六二四	一四七五	一〇二	八九五	八六四	二三九	一三七

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九二六一一	九二五一一	九二三一一	九二二一一	九一五	九一四	九一三	九一〇一一	九〇六一一	九〇五一一	九〇四	九〇三	九〇一	九〇〇	八九八	八九七	八九六	八九五一一	八九三一一	八九〇一一	八八八一一
畑	田	田	畑	田	田	畑	田	畑	山林	畑	田	畑	畑	畑	田	畑	田	田	田	田
畑	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	田	田	畑	田	畑	田	田	田	田
三八五	四二〇	五〇七	六五八	七五	八八二	六〇五	四〇八	一三七三	二三	五八七	四二六	六七四	二八二	三三五	四一四	二三七	二二八	九七七	三七二	一二〇五

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
九五五	九五〇一二	九五〇一二	九五〇一	九四八	九四七一二	九四六一二	九四六一	九四五	九四四	九四二	九三九	九三七	九三五一三	九三五一二	九三五一一	九三三一	九三二一一	九三一一一	九三〇	九二九一一
田	畑	畑	田	田	畑	雜種地	田	畑	畑	畑	畑	田	田	田	田	田	畑	田	田	畑
田	畑	畑	田	田	畑	畑	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	畑	田	田	畑
三一九	五六	一五四	九一五	三三五	九二	二二	六〇六	八六	四六九	七一八	九五	一三四八	八七	九〇七	七〇〇	三三	一一二一	四四八	八七三	九八

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	高野谷戸	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇四一―一	一〇四〇―二	一〇四〇―一	一〇三九―二	一〇三九―一	一〇三八―一	一〇三六―一	一〇三二	一〇二八	一〇二七―一	一〇二四―一	一〇二三―三	一〇一八―二	一〇一七―一	一〇〇六―二	一〇〇五―二	九九八	九九七	九九三―二	九五六―二	九五六―一
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	田	田	山林	畑	田
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	田	田	畑	畑	田
一二五	五五	一八四八	三六九	三四九	一四二七	一〇六〇	七五九	四四四	四三九	一〇三六	四一一	四・三七	一二四	一〇一	五〇	一五三一	八〇一	四四	九一	七五八

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一〇六八―一	一〇六六	一〇六五	一〇六三	一〇六二―二	一〇六二―一	一〇六一	一〇六〇―二	一〇六〇―一	一〇五九	一〇五八	一〇五四	一〇五三	一〇五〇―一	一〇四九―一	一〇四八―二	一〇四八―一	一〇四七	一〇四六	一〇四五	一〇四二―一
畑	畑	田	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑	田	田	田	畑	畑	田	畑	畑
畑	畑	田	田	田	畑	畑	畑	畑	畑	田	畑	畑	田	田	田	畑	畑	田	畑	畑
七一六	六〇六	五三九	一一六三	七二七	七四〇	三六四	二五	五七二	七〇四	一九三六	七三四	七九四	七八六	八〇八	三一八	三六六	六四七	一五五六	一〇〇八	二一四



同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一一〇七	一一〇五	一一〇四	一一〇三	一一〇一	一一〇〇	一〇九九	一〇九八	一〇九七	一〇九四	一〇九三	一〇九二	一〇九一	一〇九〇	一〇八九一	一〇八四	一〇八三一	一〇八二一	一〇七六一	一〇七一	一〇七〇一
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
一七二七	一〇九九	一〇四七	七四三	九六八	一〇五五	九一一	一四六七	四六三	七四三	一七八七	七一三	三六四	一〇五二	七四六	四二六	一〇〇	二三二	一〇九	二八〇七	一四四九

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	台
一一二七—六	一一二七—五	一一二七—一	一一二六—一	一一二四—一	一一二一—二	一一二一—一	一一二〇—一	一一一九	一一一七	一一一五—一	一一一三—四	一一一三—三	一一一三—二	一一一三—一	一一一二—一	一一一一—一	一一一〇—三	一一一〇—二	一一一〇—一	一一〇九
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑	畑
六二	八三五	一八八	一五八五	一三四八	五三三	一一九七	八九二	一六二七	二五一四	三四六	九九八	九九二	七五一	九九三	四二四	五八五	一〇〇	一五三七	一七九一	一五八一

同	同	同	同
同	同	同	同
同	同	同	同
一一五九	一一五八   一	一一二九   一	一一二八   六
畑	畑	畑	畑
畑	畑	畑	畑
一三一四	一四六八	一七三五	一五七五

# 告示

埼玉県告示第千四百五号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	登録の有効期限	生産業者の氏名 又は名称及び住所
埼玉県第 四八八号	消石灰	最上特選 消石灰	アルカリ分 七二・〇	平成二十八 年八月九日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 四八九号	消石灰	72菱印 特選消石 灰	アルカリ分 七二・〇	平成二十八 年八月九日	菱光石灰工業株式 会社 東京都千代田区神 田富山町一〇番二
埼玉県第 五三一号	加工家き んふん肥 料	千成加工 家きんふ ん肥料	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇 加里全量 一・〇 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十八 年七月三十 日	千成産業株式会社 埼玉県日高市原宿 七五三番地一

埼玉県第 五八九号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料52号	窒素全量 五・〇	平成二十五 年十月五日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 五九〇号	乾燥菌体 肥料	乾燥菌体 肥料62号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 二・〇	平成二十五 年十月五日	朝日工業株式会社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 六〇七号	米ぬか油 かす及び その粉末	5・5米 ぬか油か す粉末	窒素全量 二・五 りん酸全量 五・五 加里全量 一・〇	平成二十八 年七月十九 日	ボーソー油脂株式 東京都中央区日本 橋本石町四丁目五 番一二号
埼玉県第 六三三号	消石灰	アグリ7	アルカリ分 七二・〇	平成二十八 年八月十一 日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号
埼玉県第 六三四号	消石灰	アグリ6	アルカリ分 六五・〇	平成二十八 年八月十一 日	秩父石灰工業株式 会社 東京都中央区新川 一丁目八番六号

埼玉県第 六三五号	なたね油 かす及び その粉末	粒状菜種 油粕	窒素全量 五・〇	平成二十八 年八月二十 四日	朝日工業株式会 社 東京都豊島区東池 袋三丁目一番一号
埼玉県第 六六六号	乾燥菌体 肥料	K I W O 07	窒素全量 五・〇 りん酸全量 四・五 含有を許される有 害成分の最大量及 びその他の制限事 項は、公定規格の とおり	平成二十五 年九月三十 日	小岩井乳業株式会 社 東京都千代田区丸 の内二丁目五番二 号

# 告示

埼玉県告示第千四百六号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十四条の規定により次の肥料の登録が失効したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上田清司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％） その他の規格	生産業者の氏名又は 名称及び住所
埼玉県第 六五八号	魚かす粉末	魚骨（粒）	窒素全量 四・五 りん酸全量 二〇・五	株式会社ジャパン・ア 埼玉県さいたま市岩槻 区大字平林寺二二二番 地二
埼玉県第 六五九号	魚かす粉末	魚骨（細粒）	窒素全量 五・〇 りん酸全量 一六・〇	株式会社ジャパン・ア 埼玉県さいたま市岩槻 区大字平林寺二二二番 地二

# 告 示

埼玉県告示第千四百七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司



- 1 購入等件名及び数量  
交通管制システム上位装置設備の賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成22年9月10日
- 4 落札者の氏名及び住所  
芙蓉総合リース株式会社 東京都千代田区三崎町3丁目3番23号
- 5 落札金額  
353,430,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日  
平成22年7月27日

# 告 示

埼玉県病院事業告示第二十五号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 落札に係る建設工事の名称

埼玉県立がんセンター新病院建設工事

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県病院局がんセンター建設課建築担当 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号

3 落札者を決定した日

平成22年10月25日

4 落札者の氏名及び住所

戸田建設株式会社 東京都中央区京橋1丁目7番1号

5 落札金額

12,285,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成22年7月20日

# 告 示

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県本庄県土整備事務所長 福島 浩 之

一 道路の種類 県道

二 路線名 矢納浄法寺線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	児玉郡神川町大字下阿久原字水欠 一四三七番一地先から同郡同町大	区 間
一四九・四五	七・六四 三八・八〇	敷地の幅員 (メートル)
	一六九・二一	延 長 (メートル)
	地方特定道路(改築)整備工事による。	備 考

# 告 示

埼玉県行田県土整備事務所長告示第十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十二年十月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県行田県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県行田県土整備事務所長 吉田 学

一 道路の種類 県道

二 路線名 飯積向古河線

三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
先 ま で	同 市 栄 字 西 野 八 三 二 番 地 一 地	加 須 市 栄 字 中 野 八 一 二 番 三 地	区 間
六 ・ 〇 〇 ） 七 ・ 四 〇		六 ・ 三 〇 ） 一 三 ・ 〇 〇	敷 地 の 幅 員 （ メ ー ト ル ）
八 〇 ・ 七 〇		七 〇 ・ 四 〇	延 長 （ メ ー ト ル ）
地 方 特 定 道 路 （ 改 築 ） 整 備 工 事			備 考

# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

## 一 許可番号

平成二十二年十月十三日

指令川建セ第二一 一八一一号

## 二 検査済証番号

平成二十二年十月二十二日

川建セ第二二 七七号

## 三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡滑川町大字中尾字駒形九 九番五

## 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡滑川町大字中尾九一一番地

木村 真理



# 告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第三百三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年九月七日

指令川建セ 第二二〇〇七〇〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十月二十七日

第二二〇〇八二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字吉田字西ノ谷七一八番一の一部

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字千手堂一三三番地二

株式会社 太栄観光バス 代表取締役 内田太三郎

# 告示

埼玉県選管告示第百六十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）及び農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和二十三年政令第二百二十二号）において例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成二十二年十月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

種別	施設の開設主体及び名称	所在地
老人ホーム	社会福祉法人ひふみ会 特別養護老人ホーム親光	川口市西新井宿九三一番地
老人ホーム	社会福祉法人羽生福祉会 ケアハウスくわの実	羽生市大字下新郷六六〇番地
老人ホーム	社会福祉法人安心会 介護老人福祉施設さいたまほほえみの里	さいたま市岩槻区大字長宮 一五一二番地一